

第3章 益田氏城館跡及び周辺地域の概要並びに現状と課題

3-1 史跡指定の経緯

3-1-1 史跡指定の経過

- 昭和45(1970)年10月27日 三宅御土居跡が島根県史跡に指定される
- 昭和47(1972)年 3月31日 七尾城跡 附 妙義寺境内が島根県史跡に指定される
- 平成16(2004)年 9月30日 両遺跡が益田氏城館跡として国史跡に指定される
- 平成24(2012)年 1月24日 三宅御土居跡の一部が追加指定される

3-1-2 史跡指定に至るまでとその後の経過

益田氏が移封された後の城館跡地や建物の状況について、詳しいことはわかっていない。

三宅御土居の建物は、後の石見銀山奉行竹村丹後守が大森へ引き移したといわれる。跡地には、慶長19(1614)年に益田氏の旧臣である木村祐光により泉光寺が創建されたと伝わり、同寺は平成20(2008)年まで当地に存続した。泉光寺が所蔵する『当寺和略由緒』の貞享3(1686)年、二世の条には、「南の土手」、「東西の築地山」等の記述があり、当時の状況を僅かながら知ることができる。また、昭和8(1933)年頃に島根県教育会が編纂した『社寺誌』をもとに記された『石見六郡社寺誌』の泉光寺の項では、「第19代益田越中守が在城の時、別館をこの所に置いたので、往時の土堀の址がある」とし、寺域はかつての益田氏別館であったとの認識が示されている。

一方、七尾城は関ヶ原の戦いの後に廃城となる。浜田藩政において御立山とされたことが知られているが、建物等の施設がいつ頃まで存在していたかはわかっていない。『妙義寺文書』によると、万治元(1658)年に妙義寺境内にあった住吉神社を七尾山中腹に遷したといわれ、以後、神社境内として整備及び管理が行われている。文化14(1817)年に石田春律によって成立した地誌の『角郡経石見八重葎』に「古城」として記載が見られるほか、弘化2(1845)年に、益田親興が益田を探訪した際の日記には、桜谷にある先祖の墓参とともに「七尾山」を訪れ、「千疊敷」や「天守台と言ひ伝えの所」を見聞した記録が残されており、少なくとも江戸後期において城跡として認識されていたことがうかがえる。明治時代以降、七尾山は町有林、市有林へと代わり、昭和27(1952)年に大部分が民間に払い下げられた。

明治から昭和20年代までの三宅御土居跡及び七尾城跡の様子を知り得る資料は今のところ確認されていない。昭和27(1952)年に郷土史家の矢富熊一郎氏が『益田町史』を刊行して以降、同氏や広田八穂氏により益田氏及び関連遺跡に関する研究が進められた。

三宅御土居跡は、「戦国時代における館跡として稀にみる構えをもち、益田氏の居館跡と伝えるもの」として、昭和45(1970)年10月27日付けで県史跡に指定された。指定を受けた地番は16筆、登記簿上の面積は19,600㎡である。指定地は、泉光寺境内の大部分と東土塁からなり、遺跡の東寄りを南北にはしる市道沖田七尾線、市道沿いの民家、参道南側の墓地、西土塁、周辺の堀跡部分は指定から除かれている。

七尾城跡は、「石西の雄益田氏代々の居城跡であり、かつ戦国期前後の山城跡として稀に

見る整った構えをもつ城跡」として、益田氏の菩提寺妙義寺とともに「七尾城跡附妙義寺境内」として、昭和47(1972)年3月31日付けで県史跡に指定された。七尾城跡の指定地番は46筆、妙義寺境内が5筆で、登記簿上の面積はそれぞれ277,151㎡、5,684㎡である。指定地には、通称^{うしとら}「良」の出丸部分は含まれていない一方、地番による指定を行った結果、遺構が未確認の地域(最南端の谷筋から東側に広がる原山と呼ばれる地域)も指定範囲に含まれる。

昭和58(1983)年、本市は山陰豪雨災害に見舞われ大きな被害を受けた。その復興において三宅御土居跡を縦断する形で道路整備事業が計画され、道路整備及び文化財保護の両面から調査を行い、長期的視点の中で歴史を活かしながら現代生活と調和した個性的なまちづくりの方策として「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」を策定した経過については前述のとおりである。

なお、平成11(1999)年には、島根県が国の緊急地域雇用特別基金事業により、国・県指定史跡の整備の一環として、七尾城跡に道標及び擬木製の階段を設置している。

発掘調査等により三宅御土居跡、七尾城跡はいずれも保存状態が良く、中世の居館跡と山城跡がともに残る全国的にも貴重な遺跡であることが改めて確認されたことから、両遺跡の史跡指定を目指すこととなり、平成16(2004)年9月30日付け文部科学省告示第142号で、「益田氏城館跡」として国史跡に指定された。

その後、平成17(2005)年度からは、三宅御土居跡内の泉光寺境内を中心として、国・県の補助金を得て指定地の公有化を進め、史跡の保護を図っている。



旧泉光寺(平成19年頃)



旧泉光寺墓地(平成19年頃)



住吉神社拝殿



七尾城跡の遊歩道(平成11年度設置)

図3-1 史跡指定までの土地利用に伴う諸施設

3-2 史跡指定の状況

(1) 名称

史跡益田氏城館跡

(2) 所在地

(三宅御土居跡) 島根県益田市三宅町口1038番外 215筆

(七尾城跡) 島根県益田市七尾町イ333番外 196筆

(3) 指定の年月日

平成16(2004)年9月30日

平成24(2012)年1月24日 三宅御土居跡の追加指定

(4) 指定基準

二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

(5) 指定説明

益田氏城館跡は、島根県西端に位置し、益田川沿いの三宅御土居跡と七尾城跡からなる。益田市は石見国を代表する武士団益田氏の本拠地で、益田氏関連の文化財が数多く残されている。益田市教育委員会は、平成2年度から13年度に三宅御土居跡、七尾城跡の発掘調査を実施した。

益田氏は本姓^{ほんせい}藤原氏で、平安末期に石見国司として下向し、在庁官人として国府周辺(浜田市)に土着した。源平の内乱期に源氏方として活躍し、建久年間(1190～99)に益田荘に本拠を移して益田氏を称し、各地に支族を輩出して石見国最大の勢力を誇った。14世紀中ごろからは周防、長門、石見守護の大内氏に従い、15世紀後半、応仁・文明の乱ののちに石見国人一揆^{めいしゆ}の盟主となった。天文24(1555)年に陶晴賢が厳島の戦いで敗死すると、婚姻同盟関係にあったために窮地に立たされたが、吉川元春の仲介によって毛利氏に服属し、以後毛利氏に従って各地を転戦した。慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いののち、防長2か国に減封された毛利輝元^{てるもと}に従い長門国須佐に移った。益田家文書等から、三宅御土居は応安年間(1368～75)に築造され、天正11(1583)年に改修されたこと、須佐移住後の跡地に益田氏旧臣が寺院を創建したことが知られている。七尾城は延元元^{えんげん}(1336)年の文書に初見し、天文20(1551)年に毛利氏との緊張関係のもとで大改修し、益田氏は天正11年に七尾城から下城して三宅御土居に移ったとされる。

三宅御土居跡は、益田川右岸の標高約9mの微高地上に占地し、標高差は約2mを測る。堀内側の敷地は東西約190m、南北約110mで、東側が北に突出した長靴形を呈し、東西に高さ約5mの土塁がある。東西の堀跡は幅10m、深さ2～3mの箱堀である。北堀跡は最大幅16m、深さ1.5mで、さらに北側に堀と平行する幅約8mの川跡が検出された。南側では幅20～25mの川跡が検出され、益田川の支流を堀として利用していた。12世紀から16世紀の陶磁器が出土し、三宅御土居の前身の施設が存在したことがうかがわれる。繰り返し建物が建て替えられており、13世紀の木組井戸跡、16世紀の礎石建物跡、石積井戸跡、鍛冶場跡等が検出されている。

七尾城跡は、三宅御土居跡の南東約900m、益田川左岸の標高約118mの丘陵上に占地し、標高差約100mを測る。東西約400m、南北約600mの範囲に大小40余りの平場が展開し、6つの地区で構成される。大手道は北側に開く馬蹄形の東西尾根の間の谷道を登る。北東端と本丸跡の南東側には畝状空堀群^{うねじょうからぼりぐん}を配し、西側の山裾には水堀跡が巡る。本丸跡では南端で建物礎石と雨落溝跡^{あまおちみぞ}が、北端で瓦葺き礎石建物の門跡が、二の段跡北端では礎石建物跡、砂利化粧区画を伴う小庭園跡が検出された。13世紀から16世紀の陶磁器が出土し、中国陶磁器は16世紀の第3四半期が主体で、天正11年の七尾城下城と年代的に符合する。本丸跡と二の段跡は、ハレの儀式で使用したかわらが90%程度を占め、城主の生活と儀礼の場であったと推定される。

益田氏城館跡は、豊富な中世文書を伝えた石見国を代表する中世武士団、益田氏の本拠地の城館跡で、遺構の遺存状態もきわめて良好であり、中国地方の歴史を考えるうえで貴重である。（『月刊文化財』2004年8月号より抜粋）

(6) 指定範囲



図3-2 三宅御土居跡の史跡指定範囲と追加指定予定地



図3-3 七尾城跡の史跡指定範囲と追加指定予定地

3-3 史跡の概要

3-3-1 三宅御土居跡の概要

(1) 位置と遺構

三宅御土居跡は、益田川右岸沿いに築かれた益田氏の平地居館である。

館跡の東西両端には高さ約5mの土塁が残り、東土塁は長さ87m、基底部の幅18m、西土塁は長さ53m、基底部の幅13mの規模を誇る。遺跡の中心部を寺院境内地が占めていたため、寺院が移転した現在も建物及び墓地の基礎が残っている。

館内部分は、周囲の宅地と比較して、0.3mから所により2m高く、全体的に東から西に向けて地形が低くなっている。南側には大規模な土塁はないものの低い土手状の高まりが部分的に残り、両土塁の南端を結ぶ線上には樹齢300～600年と推定される巨木あるいは大木5本が立つ。旧境内地の南側中央部分の張り出しや食い違いの石垣は、大手に関わる痕跡とも推定されている。

周囲の堀跡と南側の帯曲輪^{おびぐる わ}は埋め立てられて、宅地化が進む。遺跡の東側には発掘調査の後に遺構を保護し、遺構活用広場を併設して整備された県道益田種三隅線が南北に走る。

西土塁北端の大元神社は、かつて、少し北に離れた藤ノ森と呼ばれる残丘にあったが、区画整理に伴い万福寺門前の天満宮に移され、さらに現在地に移された。居館の屋敷神あるいは水利に関わる信仰の対象であったといわれる。

(2) 文献に見える三宅御土居

益田氏の館を考察する材料となりうる一次史料

史料1・2(P67)は、益田兼見が所持していた文書を火災により紛失したことを訴えた際の文書であり、この時に焼けた館が三宅御土居だとする説や、焼けた館に替わるものとして三宅御土居が建てられたとする説などがあるが、「三宅御土居」と考えられる文言が見られない以上、いずれも想像の域を出ない。

史料3(P67)は、暦応4(1341)年に益田兼見がその軍忠を報告したものであるが、これによると、兼見は南朝方勢力が籠もる稲積城に兵糧が運び入れられるのを阻止するために袴田^{はかまだ}狭所^{せぼしよ}で戦ったという。「袴田」は現在の三宅御土居跡近くの小地名であり、三宅御土居跡周辺で戦闘が行われたことになる。同様に、史料4(P67)の応永30(1423)年の妙義寺領坪付注文にやはり稲積とともに見える「土器土」^{かわらけつち}も三宅御土居跡近くの小地名であり、これらから当時すでに館があったことを示す可能性があるとする指摘があるが、三宅御土居がすでにあったかどうかを考える材料とは言えない。むしろ、可能性としては、史料4に「稲積」「土器土」とともに見える「官家」が「三宅」に当たるとも考えられる。

次に、三宅御土居そのものではなく、益田氏の館について考える材料となりうる文献を提示する。

史料5(P66)は、文明9(1477)年に、御所修理料として賦課された段銭を徴収するために幕府の上使^{じょうし}として派遣された丸孝連^{まるたかつら}に益田氏が対応した際の記録である。益田兼堯は丸孝連を自らの宿所(「兼堯宿所」)で迎え、6日間これを接待している。幕府の使節を迎えるだけ

の施設があったことがわかるが、このとき兼堯はすでに子の貞兼に家督を譲っており、「兼堯宿所」という文言は、当主である貞兼の居所とは別の場所という意味合いを感じさせる。

史料6(P66)は、文禄4(1595)年頃のもものと推測される、当時の益田氏領を検地結果に基づいて記録したものであるが、注目すべきこととして、最後に隠居である藤兼の屋敷は那賀郡の納田郷(三隅町三隅)にあるといい、当主である元祥の屋敷は益田荘本郷にあるという。中近世移行期という中世の最末期とはいえ、元祥の屋敷が「益田荘本郷」にあると明記されている点は重要である。

史料7(P66)は、全鼎(益田藤兼)の時代の益田氏領の様子についての覚え書きである。成立年代は不明であるが、記述が詳細であることと、後掲の**史料9**の前略部分に史料7が引用されていることから、17世紀の中頃には成立していたと考えられる。**史料6**に見える藤兼の屋敷はこの**史料7**にある「三隅之大寺」(浜田市三隅町芦谷の龍雲寺か)と考えられる。

なお、南北朝時代の永和2(1376)年の**史料8**(P65)に、「地頭方 智州名 志目庭」に政所屋敷と見えることから、三宅御土居は益田荘の政所であった可能性が指摘されている。

益田氏の館を考察する材料となりうる二次史料

三宅御土居についての二次史料のうち、重要となるのが**史料9**(P64)である。**史料9**は、延宝元(1763)年に家督を相続し、同8年に14才で死去した益田兼長に益田家の歴史を伝えるため、家臣の小国彦兵衛が作成したものである。したがって、明和7(1770)年までには成立したものと考えられる。**史料9**からは、①天正11(1583)年に益田元祥が「下城」し、「三宅」に居を構える計画があったこと、②翌12年に東西百間、南北二百間の地に(建設を?)申しつけたこと、③南から西北に堀を掘り、高土手に逆茂木を掘らせ、東は三宅川を大手とし、東南に大手門、西に表門を建てたこと、④「御殿」が立派に建ち、多くの家が建ち並んだこと、⑤元祥が17年間在宅したが、益田氏の須佐移封後、後の石見銀山奉行竹村丹後守が(「御殿」を大森へ)引き移したことなど、貴重な情報が多く記されている。ただし、あくまで二次史料であることには留意が必要である。

なお、①②については一次史料で裏付けることはできないものの、天正9(1581)年に妙義寺の中興、同11年に瀧蔵権現(染羽天石勝神社)の本殿、同14年に同拝殿と万福寺本堂がそれぞれ遷宮または修復しており、七尾城の項で記述する**史料7**に見られた藤兼の隠居所整備が事実であれば、この時期に大規模な城下の整備が進められており、①②もその一環であったと考えられる。

②や③の三宅御土居の構造についての描写は東西南北を誤っている箇所があるが、三宅御土居跡を実際に踏査して得られた情報であるのか、詳細である。

⑤の竹村丹後守が引き移したという記述は、やはり江戸時代の文献の波田守撰「石陽漫録」にも見えるという。竹村丹後守は大久保長安の後任として2代石見銀山奉行を務めた人物であるが、ほとんど石見にいなかった長安の代わりに、石見銀山及び幕府領支配の実務を担った人物である。自ら船も持っていたことがわかっており、三宅御土居を移すことは十分にできたと考えられる。このとき、引き移した「御殿」が大森代官所という説もある。

(3) 発掘調査の概要

発掘調査は遺跡の範囲・内容確認等を目的として、平成2(1990)年度以降、断続的に実施している。調査の実施年度及び調査概要は以下のとおりである。

表3－1 三宅御土居跡発掘調査一覧

調査 回数	調査年度	事業	調査 面積 (㎡)	調査原因	報 告 書
第1次	平成2年度 (1990)	国補	211	範囲・内容確認	1991『三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第2次	平成3年度 (1991)	国補	212	範囲確認	1992『三宅御土居跡Ⅱ』 益田市教育委員会
第3次	平成5年度 (1993)	市単	30	庫裏増築	1998『七尾城跡・三宅御土居跡-益田氏関連遺跡群発掘調査報告書』 益田市教育委員会
第4次	平成6年度 (1994)	受託	225	住宅建築	—
第5次	平成7年度 (1995)	受託	16	住宅建築	—
第6次	平成7年度 (1995)	市単	192	範囲確認	1998『七尾城跡・三宅御土居跡-益田氏関連遺跡群発掘調査報告書』 益田市教育委員会
第7次	平成7年度 (1995)	受託	191	道路整備	2002『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第8次	平成8年度 (1996)	受託	540	道路整備	2002『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第9次	平成8年度 (1996)	国補	155	範囲・内容確認	1998『七尾城跡・三宅御土居跡-益田氏関連遺跡群発掘調査報告書』 益田市教育委員会
第10次	平成9年度 (1997)	国補	42	範囲・内容確認	1998『七尾城跡・三宅御土居跡-益田氏関連遺跡群発掘調査報告書』 益田市教育委員会
第11次	平成9年度 (1997)	受託	787	道路整備	2002『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第12次	平成9年度 (1997)	受託	349	道路整備	2002『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第13次	平成9年度 (1997)	受託	753	道路整備	2002『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第14次	平成9年度 (1997)	受託	230	道路整備	2002『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第15次	平成10年度 (1998)	国補	86	範囲確認	2003『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ(七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡・中世 石造物分布調査)』 益田市教育委員会
第16次	平成10年度 (1998)	受託	1535	道路整備	2002『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第17次	平成11年度 (1999)	国補	45	範囲確認	2003『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ(七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡・中世 石造物分布調査)』 益田市教育委員会
第18次	平成11年度 (1999)	受託	378	道路整備	2002『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』 益田市教育委員会
第19次	平成12年度 (2000)	国補	72	境内整備	2003『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ(七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡・中世 石造物分布調査)』 益田市教育委員会
第20次	平成12年度 (2000)	国補	47	内容確認	2003『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ(七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡・中世 石造物分布調査)』 益田市教育委員会
第21次	平成12年度 (2000)	国補	22	個人住宅	2003『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ(七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡・中世 石造物分布調査)』 益田市教育委員会
第22次	平成13年度 (2001)	国補	4	個人住宅	2003『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ(七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡・中世 石造物分布調査)』 益田市教育委員会
第23次	平成20年度 (2008)	国補	140	内容確認	2018『三宅御土居跡Ⅲ』 益田市教育委員会
第24次	平成21年度 (2009)	国補	165	内容確認	2018『三宅御土居跡Ⅲ』 益田市教育委員会
第25次	平成22年度 (2010)	国補	168	内容確認	2018『三宅御土居跡Ⅲ』 益田市教育委員会
第26次	平成23年度 (2011)	国補	175	内容確認	2018『三宅御土居跡Ⅲ』 益田市教育委員会
第27次	平成25年度 (2013)	国補	192	内容確認	2018『三宅御土居跡Ⅲ』 益田市教育委員会
第28次	平成27年度 (2015)	国補	160	内容確認	2018『三宅御土居跡Ⅲ』 益田市教育委員会

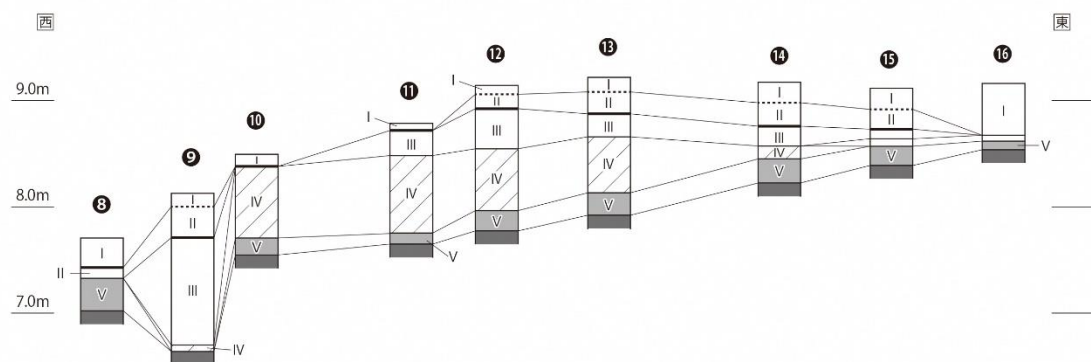
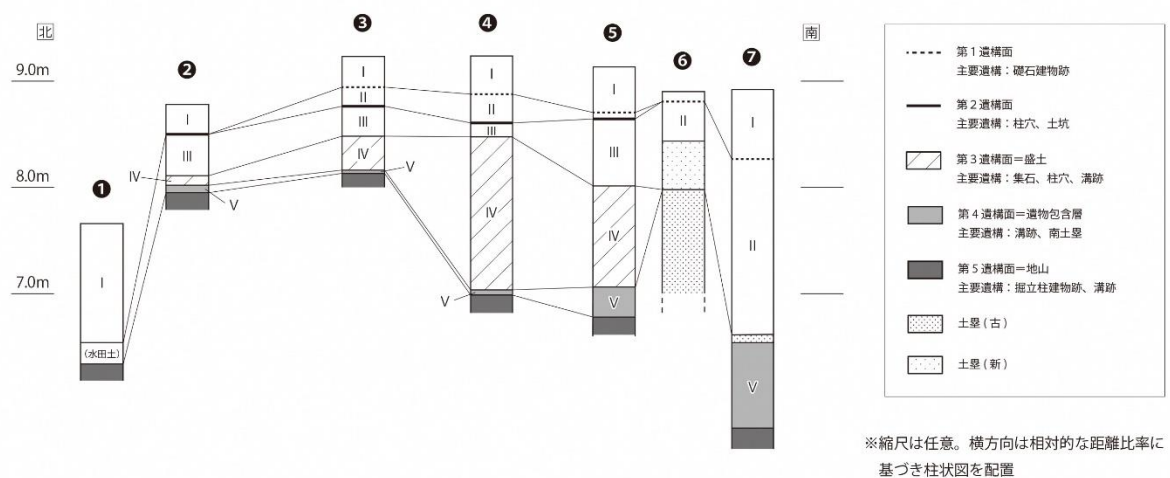
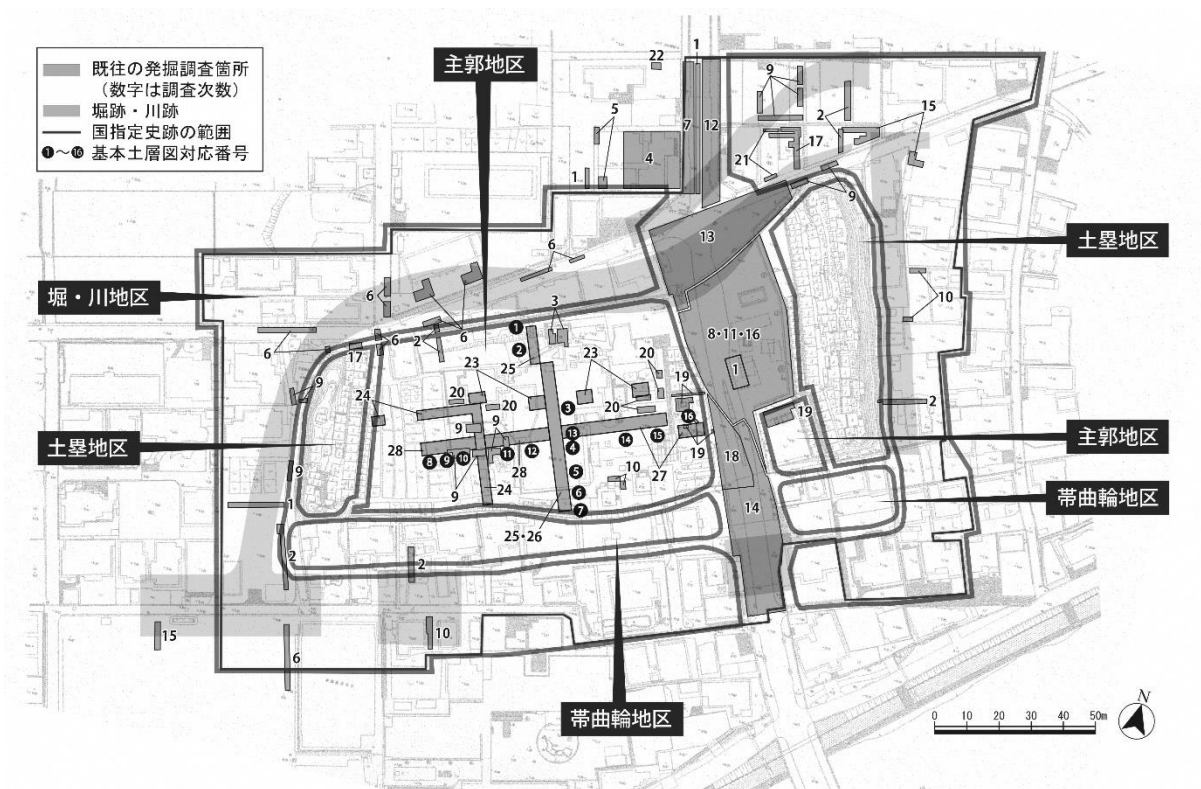


図3-4 調査区配置図及び基本土層図

表3-2 三宅御土居跡で確認された遺構・遺物

地区名	遺構の時期	形態・規模	主な遺物等
主郭地区	①12～13世紀 ②15世紀 ③16世紀	①木組方形井戸、井戸屋形跡、掘立柱建物跡 ②掘立柱建物跡、南土塁 ③石積円形井戸、鍛冶関連建物跡、掘立柱建物跡	他地区と比較して土師質土器が高い割合で出土する(88%)。輸入陶磁器の出土量は、12世紀中頃～後半が最も多く、次いで15世紀末～16世紀中頃が多い。
帯曲輪地区	①14世紀以前(堀跡) ③15～16世紀(帯曲輪)	主郭地区の南側に位置し、幅約15m、主郭との比高差1.4mの帯曲輪が確認された。また、帯曲輪面の下層から堀跡(幅4.2m、深さ1.2m)を検出し、館の変遷の一端が確認された。	陶磁器、土師質土器、瓦質土器等。堀の埋土から出土した遺物のうち、最も新しいものは14世紀頃の輪花形の火鉢であることから、この頃には堀は埋没していたと考えられる。
土塁地区	調査未実施	東土塁：長さ87m、基底部幅18m、高さ5m 西土塁：長さ53m、基底部幅13m、高さ4m	—
堀・川地区	不明	北側の堀は最大幅16m、深さ約1.5m、法面は階段状の加工が施されていた。東西は幅約9m、深さ約3mの断面逆台形状の堀が検出されている。南側は幅20～25m、護岸施設を持つ堀跡が検出された。	陶磁器、木製品、鉄滓等。

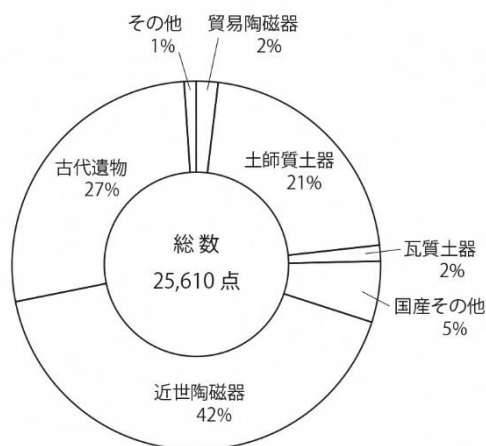


図3-5 出土遺物の種別構成比
(主郭地区 第23～28次調査)

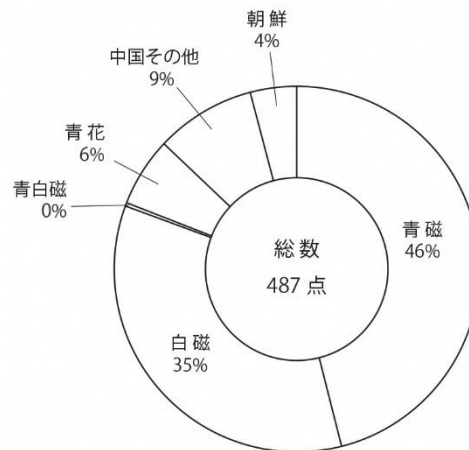
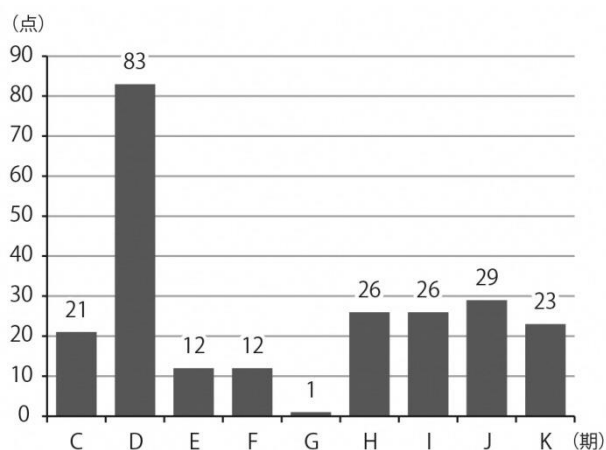


図3-6 貿易陶磁器の種別構成比
(主郭地区 第23～28次調査)



C期	11C後半～12C前半
D期	12C中頃～後半
E期	13C初頭前後～前半
F期	13C中頃～14C初頭前後
G期	14C初頭～14C中頃
H期	14C後半～15C前半
I期	15C中頃～15C後半
J期	15C末～16C前半・中頃
K期	16C中頃・後半～17C前半

図3-7 貿易陶磁器の時期別出土数(主郭地区 第23～28次調査)

地上遺構等	土塁 (土塁及び築地状の高まり) 土塁跡等 溝跡 入り口跡 (土塁開口部) 帯曲輪
地下遺構	掘立柱建物跡 (12～13世紀) 掘立柱建物跡 (15世紀後期) 掘立柱建物跡 (16世紀最終段階) 既往の発掘調査箇所 (数字は調査回数) 遺構確認箇所 堀跡・川跡

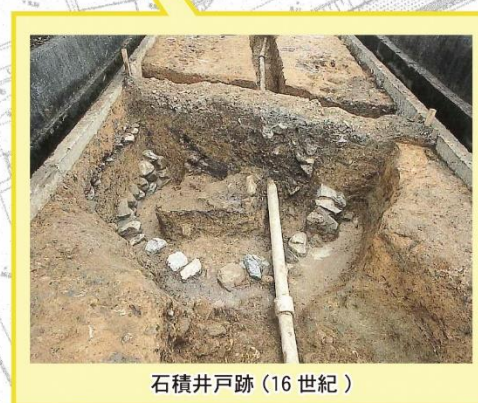
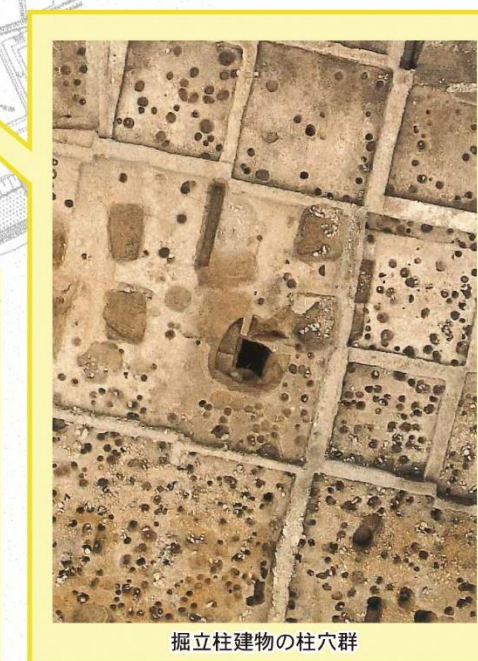


図3-8 三宅御土居跡遺構状況図

(4) 遺跡の盛衰

縄文～古墳時代

縄文時代晩期の縄文土器、弥生土器、須恵器などが出土し、遺構は主郭の西側を中心に柱穴、溝跡が検出されている。三宅御土居跡の北側には、縄文時代の遺跡として知られる土井後遺跡が所在していることから、その縁辺部にあたるものと考えられる。

奈良・平安時代

遺構は確認されていないものの、一定量の遺物が出土しており、周辺に集落等が存在していたことが推定される。また、緑釉陶器や八葉蓮華文^{はちようれんげもん}の軒丸瓦が出土していることから、一般的な集落というよりは古代寺院、あるいは役所等の公的な施設が近くに存在した可能性が高い。

平安時代末～鎌倉時代初頭

遺構、遺物がともに確認され始めることから、この頃から拠点施設として本格的な利用が始まったと考えられる。貿易陶磁器を中心とする出土遺物は、平安末から鎌倉時代初めにかけて急増する。遺構には、掘立柱建物跡や、井戸屋形を備えた木組井戸跡などがある。この時期は、益田氏が益田平野に進出する以前にあたることから、これらの遺構は益田荘の政所であった可能性がある。

鎌倉時代前半～南北朝時代

この時期、出土遺物は一気に減少し、遺構も確認できない。このことから、前代からの施設の機能が衰退したことが考えられる。

南北朝時代～室町時代

遺構は掘立柱建物跡などが検出され、出土遺物は南北朝末から徐々に増加に転じることから、施設の再整備が行われたことが推測される。この時期は、益田兼見が益田の平野部の大半を支配下におさめ、益田地区の寺社を手厚く庇護するなど、中世都市益田の基礎が築かれた時期にあたり、益田氏の関与のもと、政所から居館の三宅御土居として整備が行われたものと考えられる。

戦国時代～安土桃山時代

天正11年に元祥が館の改修を行ったとされ、改修後の建物配置を示す資料として近世に描かれた『益田氏御殿略図』の写しが伝わる。遺構は礎石建物の鍛冶場跡、掘立柱建物跡、井戸跡、総柱建物跡等が検出されている。このように多種多様な遺構が存在することから、施設の機能分化が進み、居館としての機能が充実していたことが推測される。

江戸時代前期

益田氏が長門国須佐へ移封後の時期にあたり、遺構及び出土遺物は激減することから、居館としての機能が失われたことがわかる。泉光寺創建の時期にあたるが、遺構・遺物ともわずかである。

江戸時代中期以降

この時期の遺構は、川原石を礎石として利用した大型建物跡や大規模な造成跡などが検出され、加えて瓦などの遺物量も一気に増加するなど、寺院が隆盛を極めた様子が明らかとなっている。

3-3-2 七尾城跡の概要

(1) 位置と遺構

益田氏が本拠とした七尾城跡は、益田平野の南東に位置する七尾山の丘陵上に築かれた山城である。標高約118mの七尾山最上部に位置する本丸跡からは、平野部と日本海が一望できる。

南北約600m続く細長いY字状を呈する尾根上に、大小40余りの曲輪が連続し、石積みの井戸跡(通称：馬釣井^{うまつりい})も残る。城は本丸と二の段からなる主郭部分を中心に、堀切で区切られた7つの曲輪群で構成されるが、石垣は築かれていない。本丸の南東側の斜面に17本、北東の良の出丸に放射状に7本の畝状空堀群を備え、東側からの攻撃に備えた防御施設と考えられる。

尾根に挟まれて北向きに開く谷筋が大手と考えられているが、ここに残る多くの平坦面は家臣の屋敷跡の可能性も推定されている。登城道は平野に面した西側にも想定されるが明確にされていない。大手口は尾根北西端の曲輪・尾崎丸の山麓と想定されるが、位置は特定されていない。医光寺総門(染羽町・県指定)は、かつての七尾城の大手門を移築したと伝えられる高麗門形式の豪壮な門である。

七尾城跡の西側山麓の花菖蒲園の池は、旧河道の名残と推定されている。現在は宅地化している西側山麓一帯も戦前まで湿地で、尾崎丸山麓で行った地質調査でも湿地状態を示す有機質粘土の堆積が確認された。山麓に沿うこの旧河道は、七尾城の堀として機能していたと考えられる。

城域の南側を画す桜谷には、安政年間(1854～1860)まで妙義寺の塔頭^{あんせい}単丁庵^{たんちやうあん}があり、伝藤兼の墓とされる大型の花崗岩製五輪塔がある。さらに、西尾根曲輪群の先端にある尾崎丸の山麓には兼堯が隠居地とした大雄庵跡があり、近くには兼堯の墓と伝わる宝篋印塔が残る。

(2) 文献に見える七尾城

南北朝時代の七尾城に関する史料

七尾城についての初見史料の可能性があるので**史料10**(P64)である。**史料10**は、延元元(1336)年に、南朝方に属していた内兼茂^{ないかねもち}がその軍忠を報告し、証判^{しょうはん}を求めたものである。その内容は、信性^{しんしやう}(三隅兼連^{かみづら})の指揮下で河内城に立て籠もっていたところ、「朝敵人大将」の益田兼行らが数千騎の軍勢を率いて「益田城」に立て籠もったので、「益田城」に攻めかかり、「北尾崎木戸」を攻め破って散々に合戦し、大森代大進房^{おおもりだいだいしんぼう}を討ち取ったというものである。この「益田城」は益田兼行(系図では、当時の益田氏惣領と考えられる益田兼世の子)が立て籠もったことから、七尾城のことと考えられる。また、「北尾崎木戸」という文言も注目される。

史料10同様に「益田城」という表現が見えるのが**史料11・12**(P64)である。**史料11・12**は、永和2(1376)年に室町幕府の管領細川頼之^{えいわ}が侯賀下村地頭^{かんれい}の俣賀氏^{またが}及び得屋の領主得屋氏に、「益田城」での忠節を褒める將軍足利義満の意向を伝えたものである。「益田家文書」

には**史料11・12**の前後に発給された二点の室町幕府御教書^{みぎょうしよ}が残る。これらはいずれも宛所^{あてどころ}が切除されていたり、別の文書の封紙が添付されており(『益田家文書』56号・500号)、益田氏にとってなんらかの都合の悪い事態が起こっていたことをうかがわせるが、詳細は不明である。これらの文書に見える「益田城」は、検討の余地を残すものの、七尾城と考えるとよいだろう。

七尾城についての確実な初見史料は、**史料13**(P63)である。**史料13**では、周防・長門の守護大名大内義弘の奉行人が、石見国那賀郡永安^{ながやす}の領主永安氏に対して、①今月中に必ず益田に攻め入ること、②「七尾」にも攻めかけ城を三つほど占領すること、③そのうち一つは遠田で占領するので、その城を受け持つてほしいこと、④一人で受け持つのが難しければ、長野荘の安富入道も占領を担当するので、二人で受け持つてほしいこと、⑤益田や遠田のあたりは全て「料所」^{りょうしよ}(ここでは、城の占領費用を捻出するための所領と考えられる)とするので、望みを言っしてほしいこと、などを伝えたものである。

史料13は従来、「花營三代記」^{かえいさんだい き}康暦2(1380)年5月28日条(『山口県史』史料編中世1)などから、同年のものと推測されていたが、このときはまだ大内義弘と益田氏は対立していないことから、これ以降のことと推測される。

そして、この**史料13**で述べられている占領計画は実施されたと思われる、その終了時に出了されたと思われる文書が明徳4(1393)年の**史料14・15**(P63)である。

史料14では、大内義弘の奉行人が、「益田城衆」に対して、「益田地頭職」を返還することになったこと、替所については追って沙汰があるので、まずは引き渡すべきこと、という義弘の意向を伝えている。

まず「益田地頭職」返還の対象は、益田兼家宛に「益田荘地頭職」返還を伝える同年月日の文書があることから、益田氏の可能性が高い(『益田家文書』75号)。とすると、宛所の「益田城衆」は、益田の城の占領を請け負っていた人々という意味と考えられ、「益田城」が益田地域の城という意味なのか、「益田城」という固有名詞なのか、は確定が難しい。ただし、**史料13**を踏まえれば、前者であつてもその中に七尾城が含まれていた可能性は高いし、後者であれば「益田城」は七尾城と考えられる。**史料13**によれば、城の占領に際しては、「料所」が設けられるとされていたため、その替えとなる所領は追って連絡があるので、まずは引き渡すよう伝えられている。ここで引き渡しの対象となっているのは、「益田城」と「料所」と考えられる。

史料15は、大内義弘の奉行人が、大内氏の石見守護代である右田弘直に、「益田地頭職」を返還することになったこと、土地の引き渡しを現地で行うべきこと、「要害」は破壊すべきこと、という大内義弘の意向を伝えたものである。

「益田地頭職」の返還及び土地の引き渡しの対象はやはり益田氏と考えられるが、注目されるのは破壊が命じられている「要害」である。これも、単に益田地域の「要害」なのか、特定の「要害」なのかは不明であるが、そこに七尾城が含まれる、あるいは七尾城そのものと考えてよいだろう。すなわち、明徳4(1393)年以前の一定期間、七尾城(あるいは七尾城を含む益田の城)が占領され、返還されるに際しても破壊された可能性が高い。

戦国時代の七尾城に関する史料

この後、しばらく「七尾城」あるいは「益田城」は文献上に見られなくなるが、戦国時代の益田藤兼の時代の一次史料あるいは二次史料に、「七尾城」に関する史料があると先行研究で指摘されている。その中で、従来、唯一の一次史料として注目されていたのが**史料16**(P62)である。

史料16は、益田藤兼が「新城衆中」に対して、毛利氏が反陶氏の挙兵をしたのはほぼ確実であり、廿日市方面で軍事行動を起こしたこと、しかし、熊谷氏が毛利氏から離反し、三吉氏や小早川氏も陶方につき、大内氏からも軍勢が派遣されたので、毛利氏の挙兵は鎮圧されるであろうこと、「当城」＝「新城」に対して増援を送るのでますます監視を強めることを伝えたものである。毛利氏の動向から、天文23(1554)年のものと考えられる。

従来、**史料16**の宛所の「新城」を改修中の七尾城であるとし、吉見氏や毛利氏との緊張関係の中で七尾城の整備が進められたとしてきた。

史料16が出された状況を確認すると、天文20(1551)年に陶晴賢(当時は隆房)が大内義隆を自害に追い込んだ際、益田藤兼、毛利元就はそれぞれ石見西部、安芸及び石見東部の国人領主連合の盟主としてこれに協力していた。天文22(1553)年11月頃から陶氏・益田氏連合軍は吉見氏を攻撃した。陶氏・益田氏は吉見氏の本城である三本松城(津和野町後田など)を攻撃していたが、益田氏は背後に吉見氏の拠点下瀬山城(津和野町河村)が健在であったため、こちらも包囲していた。益田氏は偽情報を流すなどして、下瀬山城の城衆に降伏を勧告している(『萩藩閥閥録』巻148下瀬七兵衛)。そして、天文23(1554)年5月に毛利氏が反陶氏の兵を挙げる。

史料16も、下瀬山城衆に対する調略の一環で出されたものである。実際、熊谷氏が毛利氏から離反したという情報は明らかな偽情報であり、下瀬山城衆が所蔵していた文書とセットで残っていることとあわせて考えれば、益田藤兼が意図的に偽情報を流すことで、毛利氏との連携に望みをつなぐ下瀬山城の城衆の戦意を挫こうとしたものと推測される。

したがって、**史料16**は、益田藤兼が下瀬山城を包囲する味方に宛てたふりをして、意図的に下瀬山城衆の手に(奪われるなどして)渡らせたものと考えられる。宛所の「新城衆中」は下瀬山城を包囲するための付城(＝「新城」)に籠もっていた人々と考えられ、これを改修中の七尾城とする解釈は成り立たない。

したがって、藤兼の時代で七尾城に関する一次史料は今のところ確認できないということになる。しかし、二次史料はいくつかあり、中でも比較的重要と思われるのが三宅御土居の箇所でも提示した**史料7**と**史料8**である。

史料7では、まず益田氏領の四至を示すにあたって、「益田七ツ尾御城大手御門」を起点として里程が記されている。また、「御城山」には益田彦右衛門はじめ11人の一族・重臣が置かれている。そして、最も注目されるのは、益田藤兼の晩年の動向を記した最後の一つ書きで、これによると藤兼は、「御城山滝尾之南大手之曲輪」に1年間居住し、その間に「山路(または正路)」の普請が完成したのでそちらに引っ越し、10年間居住した後の天正17(1589)年に「三隅之大寺」(龍雲寺と考えられている)に引っ越し、8年間居住して慶長元(1596)年に死去したという。逆算すると、「御城山滝尾之南大手之曲輪」に居住したのが天

正7年、天正8年から10年間は「山路(または正路)」に居住したことになる。

藤兼は天正10年前後に、以前から子の元祥に名目的には譲っていた家督(『益田家文書』345・346号)を実質的にも譲り、以後、しばらく元祥を後見している(染羽天石勝神社棟札写、万福寺棟札等『中世益田・益田氏関係史料集』816号、832号)。したがって、**史料7**の最後の一つ書きに記された藤兼の動向は、元祥に家督を譲った後の藤兼の隠居所の変遷を示していると考えられ、当初は元祥の近くで後見として目を光らせていたが、元祥が当主として独り立ちし、後見が必要なくなった段階で三隅に移ったという流れを示していると考えられる。

元祥に実質的に家督を譲渡する前後に、藤兼が最初「御城山滝尾之南大手之曲輪」にいて、「山路(または正路)」の普請が終わり次第、そちらに移ったという記述からは、「山路(または正路)」が七尾城のいずれかの部分を指しているとも考えられ、藤兼の隠居所として整備された可能性もある。

史料9によると、天正11(1583)年に元祥は「下城」し、「三宅」に居を構えることを思い立ったという。ここでいう「下城」は七尾城からの下城と推測されるが、これが事実であれば、元祥は、天正11年以前は七尾城に居住していたことになる。この記述が事実かどうかについては検討を要するが、現時点では考察の材料となる文献史料はない。

史料17(P62)は、「閥閥録」巻8益田越中の系譜部分である。ここでは、藤兼以前の数代は七尾城に居住していたと記されているが、系譜部分は、一次史料引用箇所とは違って、「閥閥録」の編纂(1720年代前半)の際に作成されたものであり、そのまま信頼することはできない。

ここで参考に、現在、七尾山中腹に鎮座する住吉神社についての史料を提示する。**史料18**(P62)は、江戸時代に作成された妙義寺の由緒書の裏に記されていたもので、2点の文書の写からなる。1点目は関翁珠門かんのうしゅもんと黄山殊梅おうざんじゅばいが、住吉神社がどのような神社であることを記したもので、その中に益田元祥が天正4(1576)年に勧請したとある。妙義寺は天正9(1581)年に藤兼と元祥によって中興されるが、このとき中興開山として招かれたのが、曹洞宗の重要寺院であった長門国深川大寧寺たいていじの関翁珠門である。また、当時の妙義寺住職が黄山殊梅であった(珠門は名目上の住職と考えられる)。そのような二人が記したものであるため、写であることを差し引く必要はあるが、ある程度信頼してよいと考えられる。2点目は、江戸時代前半の妙義寺住職である盤撮ばんさつが記したもので、これによると、万治元(1658)年に妙義寺境内にあった住吉神社を七尾山中腹に遷したという。

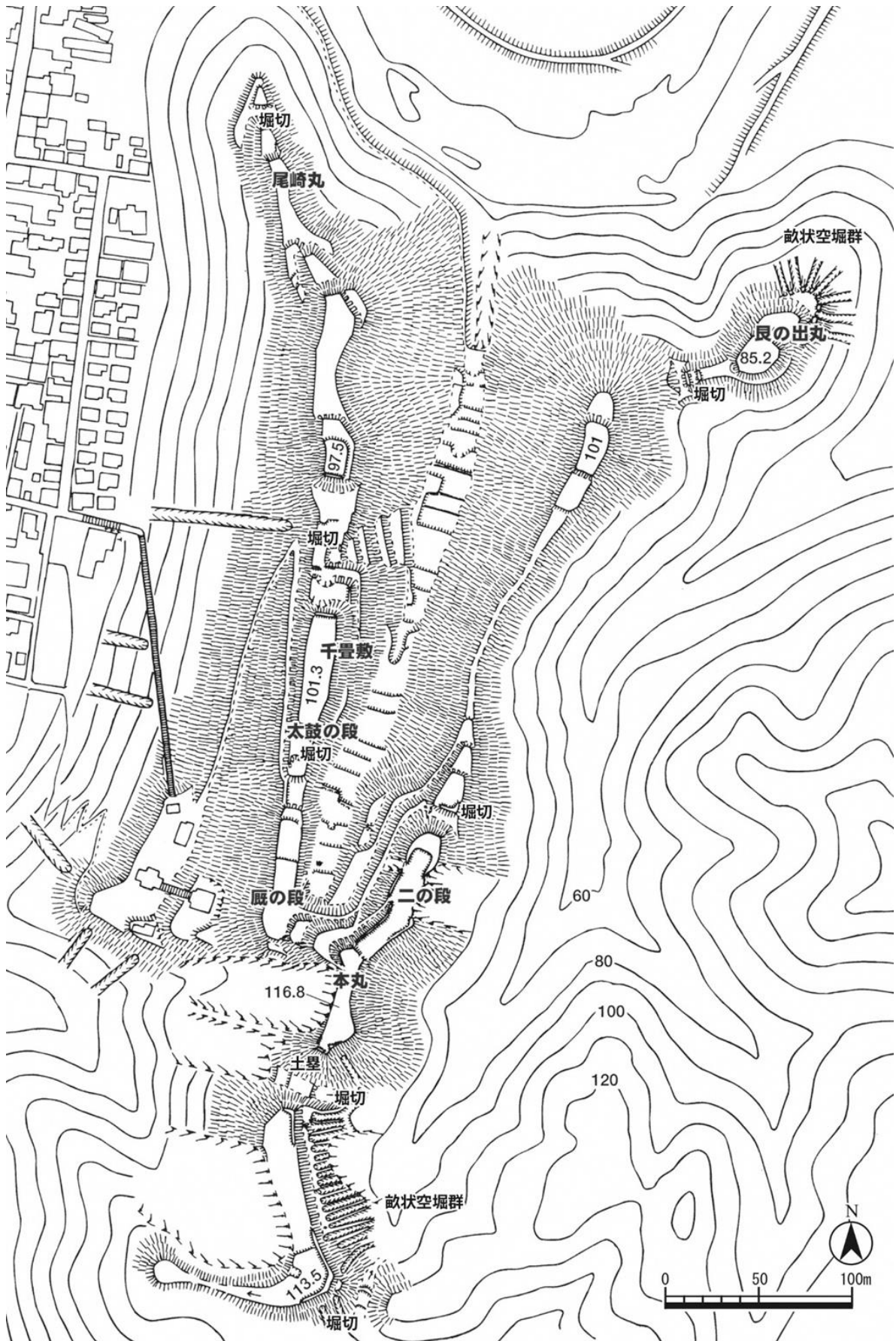


図3-9 七尾城縄張図

(1997『石見の城館跡』島根県教育委員会を加筆・修正)

(3) 発掘調査の概要

発掘調査は、城の中心部における遺構の残存状況の確認を目的とし、平成4(1992)年～11(1999)年度に実施した。さらに、尾根上に残る曲輪群の地形測量を実施して全体の地形測量図を作成し、^{うまや} 厩の段では地中レーダー探査を試みた。調査の実施年度及び調査概要は以下のとおりである。

表3-3 七尾城跡発掘調査一覧

調査 回数	調査年度	事業	調査 面積 (㎡)	調査原因	報 告 書
第1次	平成4年度 (1992)	国補	90	内容確認(本丸北端)	1993『益田氏関連遺跡群Ⅰ-勝達寺跡・七尾城跡-』 益田市教育委員会
第2次	平成5年度 (1993)	国補	160	内容確認(本丸、二の段)	1994『益田氏関連遺跡群Ⅱ』 益田市教育委員会
第3次	平成6年度 (1994)	国補	356	内容確認(二の段、腰曲輪)	1995『益田氏関連遺跡群Ⅲ-七尾城跡-』 益田市教育委員会
第4次	平成7年度 (1995)	国補	300	内容確認(本丸南端、二の段、 腰曲輪、厩の段)	1998『七尾城跡・三宅御土居跡-益田氏関連遺跡群発掘調査 報告書』 益田市教育委員会
第5次	平成8年度 (1996)	国補	115	内容確認(本丸南端、大手谷部)	1998『七尾城跡・三宅御土居跡-益田氏関連遺跡群発掘調査 報告書』 益田市教育委員会
第6次	平成9年度 (1997)	国補	45	内容確認(本丸南端) 堀跡のボーリング調査	1998『七尾城跡・三宅御土居跡-益田氏関連遺跡群発掘調査 報告書』 益田市教育委員会
第7次	平成10年度 (1998)	国補	75	内容確認(本丸、二の段)	2003『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ(七尾城跡・三宅御土居跡・ 沖手遺跡・中世石造物分布調査)』 益田市教育委員会
第8次	平成11年度 (1999)	国補	10	内容確認(二の段北端庭園)	2003『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ(七尾城跡・三宅御土居跡・ 沖手遺跡・中世石造物分布調査)』 益田市教育委員会

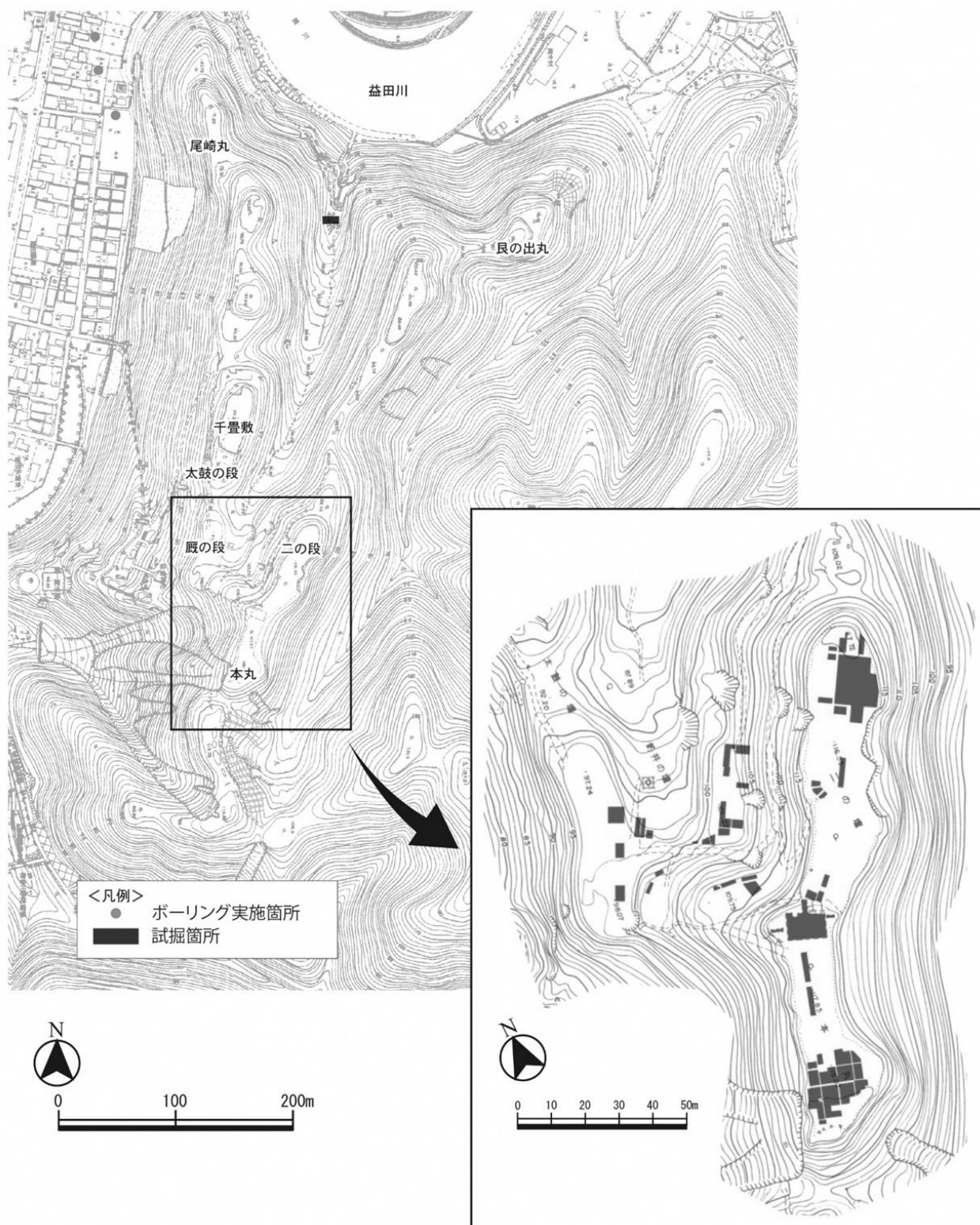


図3-10 七尾城跡調査区配置図



図3-11 七尾城跡遺構状況図

表3-4 七尾城跡で確認された遺構・遺物

曲輪名(地区)	遺構の時期	形態・規模	主な遺物等
本丸跡南端	16世紀後半 (第3四半期)	礎石列、雨落溝、集石などの遺構が部分的に検出された。暖房施設の下部構造と推定される集石遺構も検出したが、建物の配置や構造復元には至っていない。	他の調査区と比較して出土量が際立つ。全遺物のうち、土師器皿が89.4%、貿易陶磁器が4.1%を占め、青花の比率が高い。
本丸跡北端	16世紀後半	2間(4m)×5間(10m)の礎石建物跡がほぼ完全な状態で検出された。曲輪の端部に横向きに位置し、多量の瓦が出土したことから、本丸入口に建てられた瓦葺きの櫓門跡と考えられる。	土師器皿、青花、銭貨、鉄滓、銅滓、埴塼、瓦(コビキAタイプ)。
二の段北端	16世紀後半	部分的に残る礎石から2棟の建物が推定され、砂利の化粧敷区画や池状の土坑の存在から小規模な庭園を備えていたことが明らかになった。	全遺物のうち土師器皿が85.3%と高い比率を占める。貿易陶磁器は0.02%と少なく、かつ組成としては古い様相を示す。青磁盤、白磁壺、中国天目などの奢侈品が出土。
本丸跡北側の腰曲輪	16世紀後半	長さ20m、幅10mの比較的狭い腰曲輪。築地塀の基礎と考えられる礎石列が曲輪の縁辺部で7mにわたって確認された。	土師器皿、瓦
二の段西側の帯曲輪	16世紀後半	長さ約24m、幅約5~6mの細長い曲輪。2間半(5m)×11間(21.7m)の大型礎石建物跡が完全な状態で検出された。倉庫としての機能が推定されるが、検討を要する。	全遺物のうち貿易陶磁器が12.1%を占め、青磁香炉・盤、青花壺蓋などが出土。

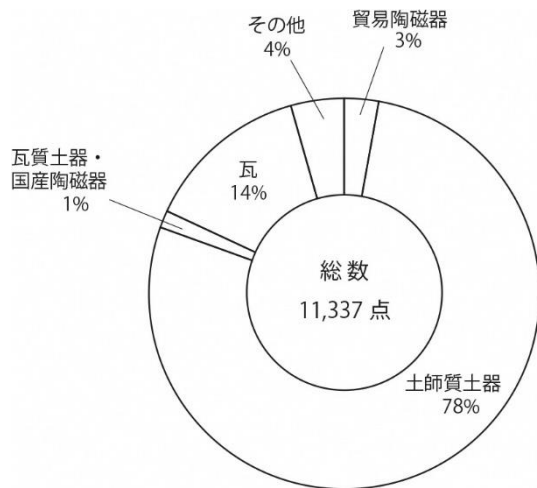


図3-12 出土遺物の種別構成比
(木原・西尾・守岡 2018^{※8}より)

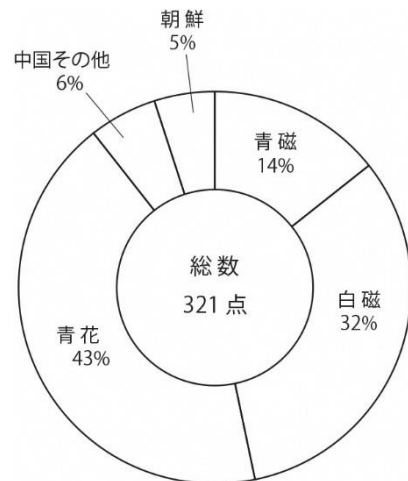


図3-13 貿易陶磁器の種別構成比
(木原・西尾・守岡 2018^{※8}より)

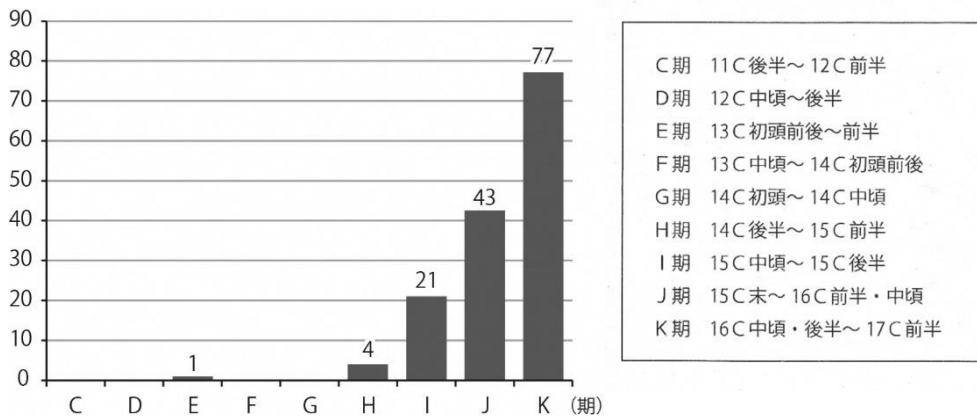


図3-14 貿易陶磁器の時期別出土数(本丸跡)

※8 木原光・西尾克己・守岡正司 2018「七尾城跡の遺構と遺物の様相」『島根県古代文化センター研究論集第18集 石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』島根県古代文化センター

(4) 遺跡の盛衰

南北朝時代

築城の時期は不明だが、延元元(1336)年に三隅氏方が足利尊氏方の益田兼行^{かねゆき}らを「益田城」(七尾城)に攻めたことが史料に残る。築城当初の七尾城は、城下を見下ろす西尾根の先端部を中心とした小規模な城郭であったと考えられる。

南北朝時代末期には、大内義弘が対立する弟の満弘を支持した益田氏を攻撃し、七尾城を含むいくつかの城が接収された。この時にいったん没収した益田荘地頭職を益田氏に返還する引き換えとして要害(山城)の破却が命じられており、この時七尾城も破壊された可能性が高い。

この時期に遡る青磁碗や伝世品と考えられる古瀬戸の四耳壺などが出土しているが、遺構は確認されていない。

室町時代～戦国時代(天文年間末まで)

築城後、徐々に城構えが整備され、城域も拡大したと考えられるが、その変遷は不明である。

少量だが、15世紀代から16世紀前半にかけての中国の青磁、白磁、青花、朝鮮陶磁の碗・皿や同時期の古瀬戸天目茶碗、備前^{すりばち}播鉢も出土している。

この時期の遺構は、最終段階の整備によって大きく改変を受けた可能性が考えられる。

戦国時代(天文年間末から)～安土桃山時代

天文年間(1532～1555)は、益田氏が吉見氏及び毛利氏と緊張関係にあった時期である。この時期の遺構は確認されていないが、防御上の改修が行われたことが推測される。

やや下った時期の遺構として、城の主要部に御殿や、庭園を備えた会所と考えられる建物、瓦葺きの門をはじめ複数の礎石建物が確認されている。また、多様な土器・陶磁器が出土し、大量の土師器皿から酒宴を伴う儀礼も行われていたことが分かる。

永禄6(1563)年の益田氏と毛利氏との和睦、天正10(1582)年の毛利氏と豊臣秀吉との和睦を経て、元祥は天正11年頃に下城し、堀と土塁を備えた平地居館として再整備された三宅御土居を再び拠点としたといわれる。一方、藤兼は天正7(1579)年の1年間、七尾城の「滝尾之南大手之曲輪」に隠居し、その後の10年間は、七尾城のいずれかの曲輪を再整備して居住した可能性もある。

江戸時代以降

慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いの後、元祥が毛利氏に従って長門国須佐に移ると、益田氏が本拠としていた益田本郷地域は幕府領を経て浜田藩領となり、七尾城は廃城となった。

現存する医光寺総門は、廃城後に七尾城の大手門を移築したものと伝えられる。浜田藩は、七尾城跡を御立山として一般の立入を禁じた。宝暦3(1753)年に、西尾根上の曲輪から太鼓の胴が発見され、太鼓の段と呼ばれるようになった。

史料 1 6 益田藤兼書状（下瀬文書・影写）^{（東大）}

又申候、当城人数之儀弥可申付候、向後者如此打廻を日々に可申付候、可心安候

「態申候、仍此表之儀定無心元可有其聞候、從芸州昨夕注進之趣、毛利^{（元就）}現形必定候、然者至桜尾去^{（安芸国）}十二日相動、令廿日市発向、至水手切すわり候、児玉藏丞^{（就方）}為大将被出候、然処熊害^{（谷）}於切岸現形仕、毛利衆切くつし、於当座討捕頭六十三、今日至爰元」可着之由候、如此候条、芸州表之儀三吉・小早川・洞・熊害令同意之由候間、毛利方大儀眼前候、從屋形^{（内義長）}も陶兵庫頭・弘中三河守^{（隆兼）}兩人被遣候、從晴賢者江良彈正忠・毛利与^{（元堯）}三兩人被差上候、弥可為^{（勝）}□利候、猶委細者彼者可申候、恐々謹言

（天文二十三年）
五月十五日

「新城衆中

藤兼^{（益田）}（花押）
藤兼^{（花押）}

○この文書は前欠のため、本文中の「」内および猶書は、閏閏録 148・下瀬七兵衛 7 により補った。

史料 1 7 益田氏系図抄出（閏閏録 7・益田越中）

国兼より^{十九世}
益田右衛門佐藤兼^{（次郎 治部少輔）} 越中守 全鼎入道

藤兼事石州益田七尾之城ニ数代住居仕候処ニ、元就^{（毛利）}公為御意、弘治年中吉川元春より口羽通良・赤川元房を以、随属仕候様ニと重疊被仰下奉得其意候、引続益田之領知無御相違被下置、其後為御礼藤兼父子吉田江遂参上、其以来及戰場御奉公申上候段、委細御書中之前ニ御座候事、慶長元年十二月朔日死、六十歳

史料 1 8 妙義寺由緒書上裏書（妙義寺文書）

夫住吉明神者、元来為藤原氏鎮護神なり、依之人皇百七代正親町院御宇、天正中丙子^{（四年）}正月依元祥公素願勸請之、為当山之鎮守、以藤氏御神本家々武運長久祈願するもの也、

殊門叟

殊梅叟

右住吉社

盤撮代

万治元戊戌六月遷座七尾城山中

夫住吉社者雖為有償当山之鎮守往古より藤氏御神◆之鎮守也、有償之中間申談、毎歳同者之祭儀必不可有怠慢者也、

□ □

盤撮（花押）

史料 13 大内氏奉行人連署書状（「益田家文書」82卷）

先日進状候処、委細御返事承了、就其益田発向事、今月中必々可打入候、今度者差寄七尾、城三計可被取候、仍一城事者、遠田内二可被執候之間、彼城者可有御持之由、被申候処、遠田少所候間、為一身不可叶之由、承候、其段則令披露之處、左様少所候者、長野庄安富入道一城可持候、是も料所最少所候間、一城為一身難持候、彼仁と御寄合候て、半城可被持之由、被申候、可為如何様候哉、益田・同遠田辺不殘城々被成料所候、誠不被持候者、随望可被計候、可有御持候者、無是非候、陣取以前御左右可承候、為後日如此候て申候、雖少所候、遠田事ハ御由緒之由、承候へは、御持候者可然候、宜為御意候、恐々謹言、

六月九日
良智^{（森）}（花押）
重連^{（杉）}（花押）

永安左近将監殿

史料 14 大内氏奉行人連署奉書写（「益田家文書」86卷）

「益田城衆御中 沙弥道助」
益田地頭職事、一円被返付了、於替所者、則可有其沙汰之上者、先可被避渡之由候也、仍執達如件

明德四年十二月廿七日
沙^{（平井道助力）}弥

豐後守^{（杉重連）}
沙^{（森良智力）}弥

益田城衆御中

史料 15 大内氏奉行人連署奉書（「益田家文書」76号）

益田地頭職事、一円被返付了、苳彼所、可被打渡之、次要害事、可被破却之由候也、仍執達如件、

明德四年十二月廿七日
沙^{（平井道助）}弥^{（花押）}

豐後守^{（杉重連）}（花押）
沙^{（森良智）}弥^{（花押）}

右田伊豆^{（弘直）}守殿

史料 9 牛庵様御時代覚書 小国彦兵衛録上控（「小国家文書」）

（前略）

一天正拾壹年御家中江、元祥様被仰渡候者、皆々物懸り之、私領石高付出可申候、就御下城、三宅江御土居構、可被仰付と思召候、然時者普請夫、大分可被為入候条、石割ニ出人、御讃談被為候間、書付を以可申出之旨、被仰渡候、各持懸り之知行高申上候辻ハ、御控させ被為置候事、

一天正拾貳年三宅御土居、東西江壹百間、南北江貳百間地被仰付候、南より西北へ懸大堀、高土手逆茂木御振せ、東ハ則チ三宅川を大手に被当、辰巳江当り大手之大門立、御表門ハ西之方ニ立申候、大手之御門之跡に、今田台江之道に成有之候、御殿結構ニ立、御家数多出来、元祥様御年数拾七年間ハ御在宅被遊、御国替已後御家悉、銀山大森江竹村丹後殿御引せ、天正拾年摂州山崎合戦已後者、諸所之城要害等至迄、太閤様御慮せ、御平屋形に相成、右之御普請奉行着、増野甲斐・宅野不休被仰付候事、

（後略）

史料 10 内兼茂軍忠状写（閥閥録 121・周布吉兵衛 250）

石見国周布郷内内村地頭孫六藤原兼茂謹言上

右、当国蜂起之間、属三隅二郎入道（兼連）信性、楯籠河内城之処、朝敵人大将益田二郎太郎兼行・同舍弟三郎・乙吉十郎以下之輩（率）数千騎之軍勢等、楯籠益田城之間、今月廿一日押寄彼城、責破北尾崎木戸致散々合戦、大森代大進房頸取畢、仍大将三隅太郎兼知見知之上者、早賜御一見状、為備上覧粗言上如件、

延元々年七月廿六日

「（証判）候了、沙弥（三調兼連）信性判」

史料 11 室町幕府御教書（「俣賀家文書」 34号）

注進状披見了、於石州益田城致忠節之条、尤以神妙也、弥可抽戦功之状、依仰執達如件、

永和二年閏七月八日

武藏守（細川頼之）（花押）

内田俣賀新三郎殿

史料 12 室町幕府御教書写（譜録 28・益田隼人兼定）

注進状披見候、於石州益田城致忠節之条、尤以神妙也、殊可抽戦功之状、依仰執達如件、

永和二年閏七月八日

武藏守（細川頼之）判

得屋三郎左衛門入道殿

東西へ拾六里拾町
南北へ貳拾里拾五町
右者石州御領之分

(中略)

一御城山被為置候者

益田彦右衛門 益田刑部 益田伊豆 宅野筑前 小原豊前
小原日向 大谷大炊 仁保二郎兵衛 窪田伊賀 品川次郎右衛門
糸賀右近

(原文では各1行)

一御城山滝尾之南大手之曲輪ニ一ヶ年及御隠居候而、其間

二山路之御普

請成就仕、彼地被成御引越、十年及御座候て天正十七

年二三隅之大事へ御引越、八年被成御座、慶長元年極月朔日ニ御六
十八歳ニて被成御逝去候事

史料 8 益田本郷御年貢并田数目録帳 (「益田家文書」巻80)

(益田兼見)
(花押)

石見国益田本郷御年貢并田数目録帳事

合

(中略)

一智州方
地頭方
智州名志目庭

本田貳段 分米八斗八升

平畠九段六十歩内

六段半 崇観寺并塔頭敷地

壹段三十歩 志貞御房屋敷

三百歩 中垣内屋敷

三段 政所屋敷

以上畠壹丁壹段小三十歩

(中略)

以上公田貳町六段大五十歩

加徴米壹石七升二合二勺一才

壹町九段小五十歩 (花押)

以上新々田 壹町九段小五十歩
七段大四十歩

参石八斗九升二合 (花押)

分米壹石 斗五升四 斗 才

以上出田壹段半 分米六斗

以上本新田三丁 分米三石

惣都合田数八十町八段百歩 公田新田新々田
加定之、

永和貳年 丙寅 卯月廿二日 雅楽助宣武 (花押)

主計允益生

一六段小 此内一反小門前、代六百文
号本針袋名、

一反辻堂前 代三百文、

一反琵琶頸 代四百文、

三段沢利 疇越 代三百文宛、

一一反小 塗土前

一竹内名 虫追之内 以上田一町二反半五歩
新白上之内

一篠谷 同美濃地迫 以上田数一町九段歩

一一反 タシコ田 (兼力)
秀益位牌免
(周兼、益田兼家力)

応永卅年 壬(癸)
卯十一月十三日 (後筆)
「(花押)」
(盤據)

史料5 御所修理料段錢上使下向記録（「益田家文書」582号）

文明九年六月十三日、就御所御修理料段錢之事、為上使而、丸七郎左衛門方下向記録

（中略）

一下著日、雜掌多祢下總守・柄川九郎右衛門尉、其次日、兼堯宿所江一日賞翫、持太刀・馬進之也、中間・雜掌、其日増野彦右衛門尉申付訖、依為乙吉役人也、

（下略）

史料6 益田元祥領当知行分付立（「益田家文書」352号）

益田 (元祥)
又兵衛尉 当知行分付立

益田庄本郷、同奥郷、

石州美濃郡之内、同東仙道、同北仙道、

同浜辺郷、同庄内、同疋見

同津毛、同丸毛、同飯田、

同白上郷内角井村

（中略）

同州那賀郡内、納田郷、同岡見
村

（中略）

(全冊、益田藤兼)
越中入道居屋敷 那か郡内納田郷有之、

又兵衛尉居屋敷 美濃郡内益田庄 本郷
有之、

以上

○この文書は年月日を欠くが、文禄四年頃のものと思われる。

史料7 全鼎 益田藤兼 領地覚書（「益田家文書」巻85）

全鼎様御領知之事

一 益田七ツ尾御城大手御門ヨリ諸境

東者安芸境、石見之内 猶附
三隅川迄 此間拾一里八町

西者下黒谷丸毛要害迄 此間五里式丁

南者安芸堺石見之内三葛迄 此間拾一里拾式丁

北者周布川限り

史料 1 祥兼益田兼見文書紛失状（「益田家文書」 1 (2)号）

關東大將家之御下文等、先祖重代相伝之處、先年当將軍家言上候、去三月十六日之夜、焼亡紛失之次第（第）、道幸ヲ以言上候畢、併無勿体之通、被申下候、御判之案文、為支証書置也、

応安元年五月二日 沙弥祥兼（花押）

即侍所松田左近將監被見知畢、（自去）□□年八月十九日取卷彼城、毎日毎夜致軍忠、今年二月十八日夜詰落畢、此段御存知之上者、為預御証判、粗言上如件、

曆応四年三月 日

（証判）
一承了、（上野頼兼）
（花押）

史料 2 道幸書状（「益田家文書」 1 (3)号）

「益田殿 道幸」

去月十六日の夜の焼亡に、御文書紛失之由、承候了、無勿体存候、自然と公方より御尋の時ハ、其旨を可存知候、恐々謹言、

応安元
四月五日 道幸（花押）

益田殿

史料 4 妙義禪庵領坪付注文写（妙義寺文書）

妙義禪庵寄進田畠并名田以下注文

一 院内 同山一尻、（堀別紙有之、此内垣ノ外下ニアリ、院内也、

一 一段小 井本

一 一段小 檜垣副 代五百田

一 一段小 村榎 代五百田

一 六十歩 樋本

一 一反 堀田

一 二反 堀田 慶幸庵寄進分

一 三段 平大夫名之内西御門、（異筆）「堀田二堀、」

一 二段 堀田

一 一反小 野坂 正義位牌免

一 二反 辻堂前 代四百文

一 一町 此内五段稻積（代四百田 一貫五百文）、三反土器土

二反宮家後、（代四百）經坪、此内一反畠代

史料 3 益田兼見軍忠状（「益田家文書」 4 3号）

石見国御神本孫次郎（益田兼見）藤原兼躬申軍忠事

右、当国凶徒日野左兵衛權佐邦光以下之輩、楯籠稻積城之間、依為近所、兼躬□□致御陣警固、馳向彼城、度々合戦、抽軍忠畢、次凶徒三隅次郎入道（兼連）信性、去正月十八日夜、稻積城被入兵糧米之間、馳向袴田狭所、致散々合戦、打留兵糧米、御敵信性家人「」木藤三打取、

3-4 史跡周辺地域に残る中世の歴史文化

ここでは、史跡周辺地域の中世に関わる歴史文化について述べる。

七尾城跡の西側山麓から益田川にかけての一带は、中世の城下町であり、益田地区とも呼ばれる地域で、益田市の中でも古くから栄えた町である。益田氏城館跡をはじめとする中世の遺跡や寺社、石造物などが城下町の地割や地名と重複しながら数多く残っている。

史跡周辺地域には、益田氏に関わりの深い妙義寺、万福寺、医光寺、染羽天石勝神社、勝達寺跡、崇観寺跡といった寺社や寺跡が残る。七尾城南西の山麓にある妙義寺は、文永年間(1264～1274)に創建されたといわれ、当初は臨済宗で妙義庵と称したが、応永年間(1394～1427)に曹洞宗に改宗したと伝わる。境内は県指定の七尾城の附指定となっている。

益田川右岸側にある匡光寺は、天台宗崇観寺の塔頭として創建され、南北朝の争乱や火事で荒廃していたものを宗兼が再建したものである。開山堂の木造釈迦如来坐像は、像内の墨書銘により応安4(1371)年に兼見を大旦那として、崇観寺の本尊として造立されたことが明らかとなっており、益田氏による仏教振興の具体的様相を示す事例として重要である。「祥兼(益田兼見)置文」によれば、崇観寺は兼見の申し成しによって諸山に列した寺であり、益田家として最も敬うべき寺であることが記されている。また、雪舟作と伝えられる庭園が残り、史跡及び名勝に指定されている。総門は七尾城の大手門を移したものと伝えられ、県の文化財に指定されている。

同じく雪舟作と伝えられる庭園(国指定)を有する時宗万福寺は、応安7(1374)年に兼見により菩提寺として建立された。重要文化財に指定されている鎌倉様式の本堂をはじめ、鎌倉時代の仏画である二河白道図(国指定)等の多くの寺宝を今

1. 庚申丁角
2. 庚申町
3. 坂下寺
4. 坂下寺
5. 坂下寺
6. 下市山平後
7. 古川下ノ平後

この他にも、城下町域には、
益田氏の重臣増野甲斐守の
屋敷跡に天文12(1543)年に創
建された暁音寺、天正5(1577)
年創建の順念寺、天正9(1581)
年頃創建の妙法寺がある。

染羽天石勝神社は、奈良時代
の神亀年間(724～729)に創建
され、紀州熊野権現を勧請
して瀧蔵権現と称した。
勝達寺は承平元(931)年に
瀧蔵権現の別当寺として創建
された。

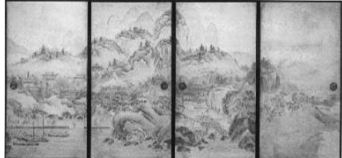
七尾城下の益田川の左岸には、中世に由来する短冊状の



図 3-15 明治初年の字名分布

地割が道に面して連続していたことが明治時代の地図に見え、暁音寺門前には中世城下町の遺構とも考えられる「鍵曲がり」が、道路整備が行われるまで残っていた。「上市」「中市」「下市」「山根」「犬ノ馬場」などの中世由来の地名を残したまま、現代の都市が成立するに至っている。

表3-5 史跡周辺地域の歴史文化

名 称	種別	概 要 等
万福寺(東町) 万福寺本堂 	重文	時宗寺院。 中須にあった安福寺が、益田兼見によって応安7(1374)年に益田本郷に移転され、寺名を万福寺に改めて再建されたと伝わる。 寄棟造りの本堂で、鎌倉時代の手法を残す南北朝時代の建物。 慶応2(1866)年の第2次幕長戦争では、長州軍を迎え撃つ浜田藩の本陣が置かれた。 ◆国指定 明治37年2月18日指定
万福寺庭園 	史名	室町時代に雪舟が作ったと伝わる。 池泉鑑賞兼回遊式庭園。 心字池の向こうになだらかな築山が広がり、一連の石組は作庭当時の姿を留める。 ◆国指定 昭和3年3月28日指定
絹本着色二河白道図 	重文	中国初唐期(618～712年)の浄土教思想家、善導の著作『観無量寿経疏』中の説話を描いた仏画。二河白道の場面と、阿弥陀・釈迦の二尊を大きく描き、水河・火河が他の図とは逆転して配置されている等の特徴がある。鎌倉時代末期の作といわれる。 ◆国指定 明治37年2月18日指定
書院襖絵32面  (提供：島根県立石見美術館)	絵画	楼閣山水図8面、山水図12面、仕女図4面、芦雁図8面が伝わる。 雪舟様式を継承した雲谷派の名手によって製作されたと考えられる。 17世紀中頃～後半。 ◆県指定 昭和47年3月31日指定
木造阿弥陀如来立像 	彫刻	像高97.8cmの三尺阿弥陀。 頭体部を一材で造り、前後を割り矧ぎ、首は割首にする。 鎌倉時代(13世紀後半)の造立。 ◆県指定 平成21年4月7日指定

名 称	種別	概 要 等
流仏三体像 	彫刻	万寿3(1026)年の大津波によって流されたと伝えられる、千手観音菩薩像、持国天像、多聞天像の仏像。 持国天像・多聞天像は、その作風から中央仏師が下向して制作したものと考えられ、9世紀後半頃と推測される。 千手観音菩薩像は、平安時代後期に隆盛した定朝様の特徴が認められ、制作時期は12世紀中頃と考えられている。 ◆市指定 昭和61年11月10日指定
万福寺椎山墓地五輪塔 (伝益田兼見墓) 	有建	花崗岩製五輪塔。 高さ165cm。伝益田兼見の墓。 傍らにひと回り小さい伝益田兼方の五輪塔が並ぶ。 鎌倉末～南北朝期の製作。 ◆市指定 昭和46年6月21日指定
染羽天石勝神社(染羽町) 染羽天石勝神社本殿 	重文	神亀2(725)年に「瀧蔵権現」として創建される。 本殿は三間社流造、檜皮葺。 天正9(1581)年に焼失し、同11(1583)年に、益田藤兼・元祥によって再建される。 明治の廃仏毀釈に伴い、社名を「染羽天石勝神社」に改める。 ◆国指定 昭和4年4月6日指定
勝達寺跡(染羽町) 	—	承平元(931)年、瀧蔵権現(染羽天石勝神社)の別当寺として創建された真言宗寺院。 中世初期には十六坊を構え、中世末期には権現社も掌握していたが、明治の廃仏毀釈により廃寺。 本尊の不動明王坐像は国重要文化財に指定され、鎌倉市極楽寺に現存する。
住吉神社(七尾町) 	—	益田兼高が浜田市上府の住吉社を城の鎮護神として奉祭したことに始まるという。 現在の社殿は寛文4(1664)年に浜田藩主松平氏によって造営される。
順念寺(七尾町) 	—	真宗仏光寺派の寺院。 天正5(1577)年創建とされる。

名 称	種別	概 要 等
妙義寺(七尾町)  木造十一面観音菩薩立像  (提供：島根県立石見美術館) 妙義寺境内裏山のシイ林 	史跡 彫刻 天然	曹洞宗寺院。 文永年間(1264～1274)に創建と伝わる。 境内地は県指定史跡七尾城跡の附として指定される。 ◆県指定 昭和47年3月31日指定 頭体主要部をヒノキの一材で彫り出し、内割りは施されていない。 像高176cm。 平安時代(10世紀)の造立と考えられる益田地域最古の仏像。 ◆市指定 昭和61年11月10日指定 スダジイ-イズセンリョウ亜群集 ◆市指定 昭和62年2月3日指定
暁音寺(七尾町) 山門及び鐘楼  阿弥陀如来立像  (提供：島根県立石見美術館)	有建 彫刻	浄土宗知恩院末寺。 天文12(1543)年に益田氏の重臣増野甲斐守の屋敷跡に創建されたと伝わる。本尊は阿弥陀如来立像。 山門は棧瓦葺、切妻造の四脚門で、板扉が付く。 木鼻や虹梁上の彫刻及び墓股は、簡素ではあるが丁寧な造り。安永9(1780)年建立と伝わる。 鐘楼は棧瓦葺、入母屋造の袴腰付きで石積墓壇上に建つ。文化2(1805)年建立と伝わる。 ◆市指定 平成9年8月28日指定 像高77.7cmと3尺に届かないが、いわゆる「三尺阿弥陀」の範疇に入る仏像。 鎌倉時代に快慶が確立した「安阿弥様」を踏襲するといわれている。 鎌倉時代(13世紀中頃)の制作と考えられる。 ◆県指定 平成21年4月7日指定

名 称	種別	概 要 等
妙法寺(幸町) 	—	日蓮宗寺院。 天正9(1581)年頃創建とされる。
大元神社(三宅町) 	—	建久7(1197)年に藤ノ森に建立され、大正元(1912)年に益田天満宮境内へ、昭和32(1957)年に現在地へ移転されたと伝わる。境内に猿田彦大神を祀る。
中世七尾城下町遺跡(七尾町 他) 	—	遺構/未調査のため不詳 中世城下町を区画していた道路・水路と、道路に面して短冊状の中世地割が残る。 三宅御土居跡と七尾城跡を結ぶ道路沿線の暁音寺周辺には、鍵曲がり状の道筋が残されており、道路整備事業において、歴史的景観を考慮した整備がなされた。 「犬ノ馬場」「上市」「中市」「下市」などの中世に由来する地名が残る。
七尾城跡山麓の石造物群 妙義寺桜谷五輪塔(伝益田藤兼墓) 	有建	花崗岩製五輪塔。 高さ210cm。 伝益田藤兼の墓。 鎌倉時代終り頃(1300～1330年頃)の製作。 ◆市指定 昭和46年6月21日指定
妙義寺桜谷五輪塔(伝益田兼家墓) 	—	花崗岩製五輪塔。 別々の塔の部品を組み合わせているため、本来の高さは不明。 伝益田兼家の墓。 鎌倉時代終り頃(1300～1330年頃)の製作。
大雄庵跡宝篋印塔(伝益田兼堯墓) 	—	大雄庵は妙義寺の塔頭で、益田兼堯の隠居所と伝わる。 家屋型の石祠内に宝篋印塔の相輪部1基が納められている。 伝益田兼堯の墓。



図 3-18 米極東空軍撮影空中写真(昭和 23 年)

(国土地理院発行の米軍撮影空中写真を使用)

三宅御土居跡と益田川



提供：益田市立歴史民俗資料館

＜昭和 30 年頃＞西土塁南端のタブノキがみえる



＜平成 30 年＞史跡周辺地の宅地化が進む

三宅御土居跡の西土塁と大元神社



提供：益田市立歴史民俗資料館

＜昭和 30 年頃＞この当時、大元神社は西土塁の東側に位置していることがわかる



＜平成 30 年＞大元神社が土塁の西側に遷宮されている

昭和橋から七尾城跡を臨む



＜昭和 12 年＞正面の丘陵が七尾城跡。住吉神社参道から配水池にかけて樹木が伐採されている



＜平成 30 年＞橋・堤防の改修が行われている

堀川橋から七尾城跡を臨む



＜昭和 33 年＞尾崎丸周辺の樹木が伐採されている



＜平成 30 年＞史跡全体に樹木が繁茂する

図 3-19 古写真との比較

3-5 益田氏城館跡の価値

3-5-1 益田氏城館跡の価値

調査の成果を踏まえ、益田氏城館跡の価値は次のようにまとめることができる。

益田氏城館跡の価値
・ 良好な状態で残る城と館 ・ 城館の盛衰をたどることができる多種多様な出土遺物 ・ 「益田家文書」などの豊富な関連資料 ・ 中世都市益田を象徴する遺跡

・良好な状態で残る城と館

益田氏城館跡は山城と平地の居館が一体として残り、土塁や曲輪などの遺構もともに良好な状態で保存されている。

毛利氏との緊張関係、その後の服属の過程で、戦時の拠点から居城へと性格を変えた山城と、平時の政治拠点としての館の関係性を如実に示す遺跡である。

・城館の盛衰をたどることができる多種多様な出土遺物

益田氏城館跡の発掘調査では、貿易陶磁器をはじめ国産陶器、木製品などが種類豊富に出土しており、その結果、平地居館と山城それぞれの変遷を読み取ることができる。特に七尾城跡は、古相のものや奢侈品も少量含まれるが、貿易陶磁全体では青花の占める比率が最も高く、16世紀後半(第3四半期)を主体とする遺物群であることを示している。また、櫓門に葺かれていた瓦は、コビキAの切り離し技法が用いられており、瓦の年代とも一致する。

・「益田家文書」などの豊富な関連資料

館・城が良好に残ることに加えて、「益田家文書」をはじめとする数々の文献史料や、益田氏が庇護した寺社、寄進した仏像等の文化財、中世城下町に由来すると考えられる地割や地名も伝えられており、これらが相互に関連性がわかるかたちで残る事例は全国的に見ても希少である。

このように、益田氏城館跡は関連諸分野からアプローチする中世都市研究の格好の研究対象といえる。

・中世都市益田を象徴する遺跡

益田氏城館跡と城下町に加えて、七尾城本丸から望まれる日本海や、益田川、中須東原・西原遺跡等の高津川・益田川河口域の港湾遺跡群は、中世の益田の姿を今に伝え、現代に甦らせるものである。

益田氏城館跡は、中世都市益田における象徴として位置づけることができる。

以上、益田氏城館跡の価値をまとめたが、遺跡個々の価値については次のとおりまとめることができる。

3-5-2 三宅御土居跡の価値

・土塁と堀に囲まれた平地居館

三宅御土居跡は、主郭の東西に高さ約5mの土塁を築き、周囲を堀と川で囲んだ典型的な中世の平地居館跡である。主郭では、繰り返し建て替えられた建物跡や井戸跡などの各種遺構が確認されたほか、戦国期以前の区画溝跡が確認されている。長期にわたる遺物が出土しており、館は段階的に整備・拡張されたことがわかる。

3-5-3 七尾城跡の価値

・領主が居住した戦国時代末期の山城

七尾城跡は、庭園を備えた礎石建物、瓦葺きの櫓門、大型倉庫、築地塀^{ついでい}、雨落溝、鍛冶関連遺構など、中世山城を構成する遺構が曲輪ごとに極めて良好な状態で遺存する。また、急峻な地形に土塁や築地状の高まり、堀切、畝状空堀群などを備えた、典型的な山城として、石見国を代表する山城の一つといえる。

一方、本丸跡南端と二の段北端からは、領主の権威を誇示する儀式や宴会に酒器^{しゅき}として用いられた土師器^{そせい}が多量に出土している。こうした遺物の組成と建物の関係から、本丸跡南端の建物は主殿としての機能を、二の段北端の建物は会所と常御殿^{つねごてん}を兼ねた機能をそれぞれ担っていたと推定される。

3-6 史跡及び周辺地域の現状と課題

3-6-1 史跡の現状と課題

(1) 遺構等の保存状況

① 三宅御土居跡

史跡の本質的価値を構成する諸要素は、遺構(土塁、堀跡、川跡、礎石建物跡及び掘立柱建物跡、井戸跡等の地上及び地下遺構)、樹木(樹齢約600年のタブノキ、樹齢約200～300年のモミ・ムクノキ・タブノキ・クロガネモチ)である。これらのうち、地上遺構としては館の東西を囲っていた土塁が良好に残存する。また、人工的な造成面として、館の南側が一段低くなっていることが確認でき、南側を囲む土塁(地下遺構)の外側(南)に帯曲輪を備えていたことがわかる。

一方、建物跡等の遺構や遺構面は地下遺構であり、県道整備工事の際にも、遺構面は保護措置を講じられている。よって、掘削等遺構に影響を及ぼす恐れのある現状変更行為がない限りは、遺構は保存されている状況といえる。

土塁は地下遺構が大半の館跡にあって、当時の状況を視覚的に理解できる貴重な遺構であるが、天端には戦中・戦後に植栽されたアベマキやスギ・ヒノキが列植されており、根の伸長による遺構への影響が懸念される。法面の一部には崩落箇所もみられ、館内側の土塁の法面は、墓地の造成に伴い階段状に削平されている。この他にも電柱が設置されているなど、遺構の破損箇所が所々にみられる。

堀跡は埋め立てられて道路や宅地となり、一部は未指定地(追加指定予定地)である。

樹木では、三宅御土居が機能していた頃から生育していたとみられる樹齢約600年のタブノキ(幹周り9.0m)が西土塁の南端に残る。また、館廃絶後に植生した樹齢約200～300年のモミ等4本の樹木が館跡南側に東西に並ぶように点在する。これら樹木は主幹の上部が伐採されているものや、幹の割れ、木材腐朽と関連するキノコの生育等がみられるものもあるが、現在のところ目立った樹勢の衰え等はみられない。民家に接する樹木で樹高の高いものや大きく枝を広げているものは、ワイヤーロープで牽引し、民家への倒壊防止策を講じている。

② 七尾城跡

史跡の本質的価値を構成する諸要素は、遺構(本丸等の曲輪、井戸跡、堀切、土塁、畝状空堀群、堀跡、礎石建物跡、門跡、庭跡等の地上及び地下遺構)と、伝益田氏当主の墓及び中世以降の植生を継承していると推定されるスダジイ等の自然林、自然地形である。

城に関連する遺構は、尾根上に連続する曲輪をはじめとして、畝状空堀群など良好に残存するものが多いが、本丸南端の土塁など樹木の根などによって遺構面が崩落するなど破損の進行が認められるものがある。また、曲輪内に植生する樹木が多くみられ、根の伸長による建物跡等遺構面への影響が懸念される。本質的価値を構成する諸要素とされている自然林が曲輪等の遺構に影響を及ぼす場合は、遺構の保存の観点から調整が必要である。

山頂の曲輪等は全体的に土砂の堆積が少なく、遺構面が浅いために、曲輪内の遺構面が洗掘等によって礎石が露出している箇所や、中には動かされているものもみられるなど、保存が十分でない箇所がある。この他、自然災害による斜面崩壊部もみられる。

城域のうち、西側山麓の墓地等一部に史跡の未指定地(追加指定予定地)がある。

(2) 土地所有と利用及び管理状況

① 三宅御土居跡

土地所有

史跡指定地のうち、三宅御土居跡の面積は約3.0haである。平成17年度より泉光寺境内地の公有化に着手し、館の中心部分及び土塁を含む46%の公有化が終了しているが、54%は私有地である。

土地利用

県道益田種三隅線が館の中央を南北に、市道有明東町線が館の北側を東西にそれぞれ走っている。西土塁の北側には大元神社があり、史跡指定地の南西部は学校用地として利用され、体育館とグラウンドが存在する。また、かつて館を囲んでいた堀跡上の多くの土地は宅地として利用されているが、畑も点在している。館跡の大半を占めていた泉光寺は史跡の保存のために移転し、跡地は益田市が所有し、管理する空地となっている。

管理状況

管理団体が指定されていないため、遺構等の保存状況の把握等は益田市が行い、土地の管理はそれぞれの所有者が行っている。また、管理団体が指定されていないため、文化財保護法第115条に規定する管理団体等が行うべき「管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設」(史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づく)も未整備である。

② 七尾城跡

土地所有

史跡指定地のうち、七尾城跡の面積は約26.5haである。このうち、西側の急傾斜地を中心に41%が公有地、遺構が存在する曲輪の多くを含む59%は私有地及び寺社有地である。

土地利用

史跡は山城部分の丘陵地とその西側の平地部からなる。西側の山麓沿いには市道城山住宅線が南北に走り、その外側の堀あるいは旧河道の跡地は、宅地として利用されている。また、尾崎丸の山麓と桜谷の一部は、墓地として利用されている。山城への登山口(登城道)に住吉神社の社務所がある。丘陵部の大半は山林であり、中腹に住吉神社(拝殿・本殿)がある。本丸や二の段などの主要な曲輪は、尾根上に所有境界が設定されているため、多くの所有者が存在する。大手といわれる中央の谷筋の大半は私有地で、史跡指定以前は畑の耕作や杉などの植林もされていたが、現在は定期的な管理は行われていない。

管理状況

管理団体が指定されていないため、遺構等の保存状況の把握は益田市が行い、土地の管理はそれぞれの所有者が行っている。丘陵部の山林については、保育等の定期的管理は特に行われていない。また、文化財保護法第115条に規定する管理団体等が行うべき「管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設」(史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づく)も未整備である。

表3-6 土地の所有関係一覧

区 分	所 有	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	構成比 (%)	備 考
三宅御土居跡	島根県	27	2,818.52	9.5	
	益田市	94	10,519.58	35.6	里道敷、水路敷を含む
	寺社有地	2	148.75	0.5	
	私有地	89	14,238.72	48.1	
	その他の法人	4	1,852.97	6.3	
	計	216	29,578.54	100.0	
七尾城跡	国	20	5,983.51	2.3	
	島根県	13	43,746.76	16.5	
	益田市	42	59,378.22	22.3	里道敷、水路敷を含む
	寺社有地	15	28,698.31	10.8	
	私有地	103	106,918.32	40.2	
	その他の法人	4	21,016.00	7.9	
	計	197	265,741.12	100.0	
合 計		413	295,319.66		

(平成30年3月現在)

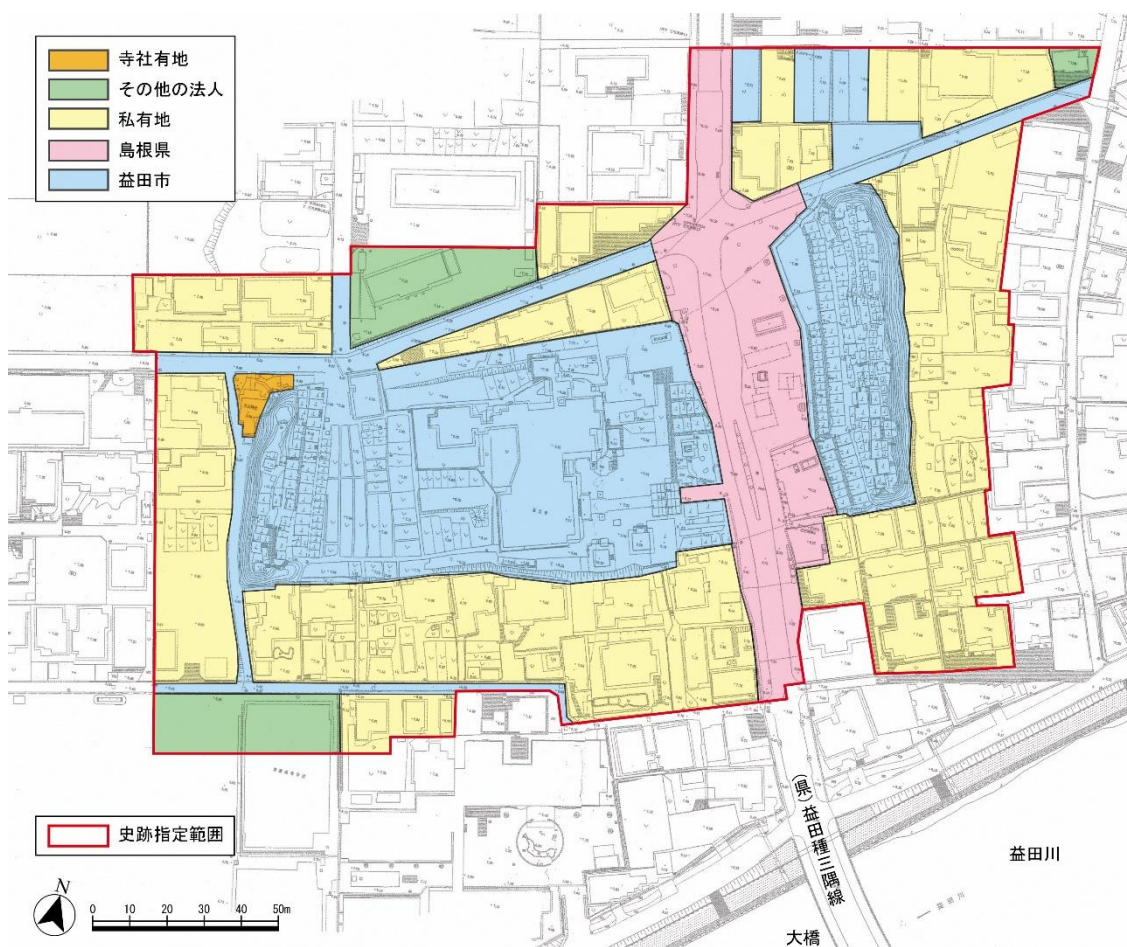


図3-20 三宅御土居跡土地所有関係現況図

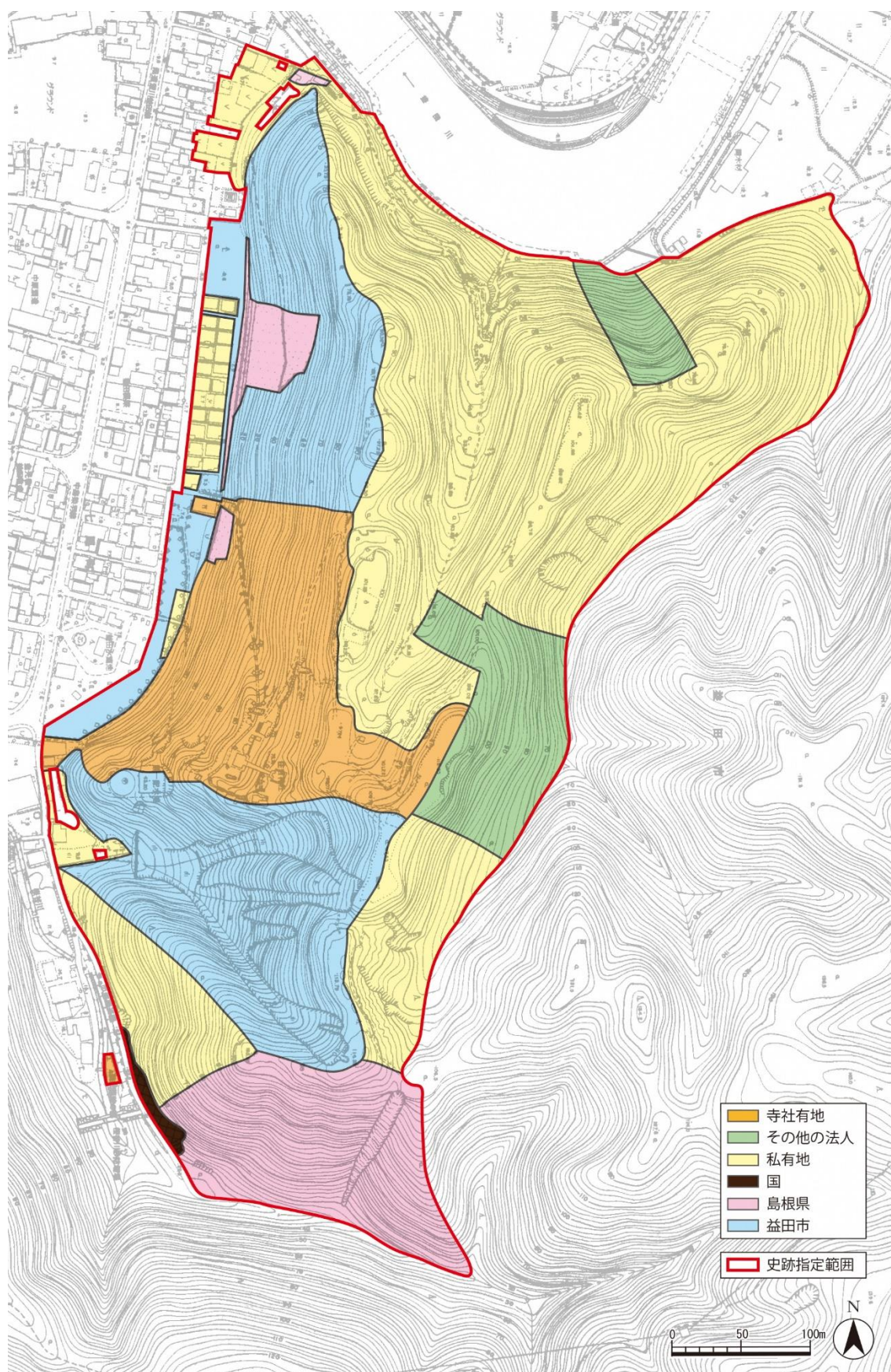


図3-21 七尾城跡土地所有関係現況図

(3) 施設の状況

① 三宅御土居跡

史跡等整備関連施設

三宅御土居跡部分における県道益田種三隅線は、遺構面を保護する工法を用いて、平成14(2002)年3月に完成した。アスファルト舗装の色を変えた路面表示により、堀跡や帯曲輪、館内の範囲を表現するとともに、視覚による速度抑制機能を持たせた整備となっている。

道路に併設された遺構活用広場「おどい広場」には、発掘調査の成果をもとに複数の掘立柱建物跡を、異なる3種類の金属素材で時代別に平面表示している。また、絵巻物を参考にした「アズマヤ」と「井戸屋形」を復元整備し、アズマヤを中心に「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」や同計画に基づく三宅御土居跡の保存と道路整備の経過、益田氏城館跡の調査成果等の説明板を設置している。

旧泉光寺境内地は寺院関連施設等が撤去されて空地の状態にあるが、県道沿いに最近の発掘調査成果や益田氏関連遺跡等を周知する説明板を設置している。

このように、整備施設は県道沿いのおどい広場に限定され、旧泉光寺境内(市有地)は空地となっているものの未整備のため、イベント等での利用が難しい状態にある。

〇おどい広場の主な施設

- ・アズマヤ＋総合案内板等
- ・遺構表示(広場)：柱穴及び間取り、井戸屋形
- ・遺構表示(道路)：曲輪カラー表示
- ・サイン：遺構保護構造説明板、説明板、表示板
- ・照明：街路照明灯、足元灯
- ・樹木・ツリーサークル
- ・ベンチ
- ・歩道

〇その他(おどい広場以外)

- ・遺構等説明板

その他の施設

道路としては、上記の史跡等整備関連施設で述べた県道益田種三隅線以外に、北側の堀跡や南側の帯曲輪跡に沿って3本の市道が通る。

旧泉光寺関連施設として、建物跡の基礎や井戸跡、駐車場跡の舗装面等が残る他、墓参りのために設置された水汲み小屋、墓石の撤去後に残された外柵等が残存し、景観上の障害要因となっている。この他にも電柱やゴミステーションが設置されている。また、旧泉光寺の駐車場跡には防火水槽が埋設されている。

宗教施設として、西土塁北端に接して大元神社がある。

その他、私有地には住宅等宅地や、教育施設(高等学校)の校舎・グラウンド等がある。

このように、公有地を含めた史跡一帯には、遺跡と直接関係のない建築物・工作物等が多く存在する。

② 七尾城跡

史跡等整備関連施設(動線含む)

七尾城跡の麓、住吉神社境内への入口(鳥居)から、神社参道を経て本丸への見学路が整備されている。見学路沿いには各種サインが島根県や益田市、複数の団体によって設置されているが、意匠の統一がなされていない。また、住吉神社までの参道沿いや本丸には地元の有志により花木が植えられている。北西山麓から大手といわれる中央の谷筋を登る見学路は樹木に覆われ、未整備のため歩行は困難である。

登城口の山麓部は公園として整備されており、かつての川跡の名残とみられる水源地を利用した花菖蒲園や園路、アズマヤ・ベンチ等休憩施設、駐車場やトイレが設置されている。水源地の周辺にはサクラが植えられ、益田市におけるサクラの名所の一つとなっている。なお、水源地の水面にはかつて花菖蒲が植えられていたが、現在は定期的な管理作業が行われておらず、老朽化した植樹が水面に残るのみである。山麓の城山自治会の北にある市有地は、七尾城跡の見学者用駐車場として供用している。

説明板や誘導標識等のサインは、見学路沿いに限られ、表示内容が判読できない等経年劣化しているものも見受けられる。山上には、ベンチやトイレ等の休憩・便益施設は整備されていない。

○主な施設

- ・歩行者動線(見学路等)：通行可能または障害の比較的小さい歩行者動線
視認できるが、樹林等の障害が多い歩行者動線
- ・便益施設：駐車場(花菖蒲園、七尾城跡見学者用駐車場)、トイレ(花菖蒲園)
- ・休憩施設：アズマヤ・ベンチ(花菖蒲園)
- ・サイン：史跡標識、案内板、説明板・誘導標識、名称板

その他の施設

中腹及び西側山麓の登城口に住吉神社関連の建造物・構造物があり、住吉神社の西下には市の水道施設である配水池がある。西側山麓の城山、水源地から桜谷にかけて擁壁や砂防ダム等土砂災害に関する防災施設が整備されている。

(4) 植生

① 三宅御土居跡の樹木

三宅御土居跡の東西の土塁上には、【3-6-1(1)遺構等の保存状況、P79】で記述した史跡の本質的価値を構成する諸要素としての巨木ないしは大木以外にも、西土塁上にはアベマキが、東土塁上にはスギ・ヒノキが列植されている。西土塁のアベマキは、戦中のコルク採取のために植えられたものという。東土塁のスギ・ヒノキは戦後に植えられたものと考えられる。これらの土塁上の樹木については、根を張ることによる遺構への影響や、台風等による周辺宅地への倒木が懸念される。

② 七尾城跡の植生

七尾城が築かれた七尾山は山麓の一部の草地を除いて、ほぼ全体が樹林に覆われている。植生は、スダジイ(常緑広葉樹)を中心とした樹林と、イズセンリョウなどの低木によって構成される「スダジイ-イズセンリョウ亜群集」と位置づけられる。山麓部付近には常緑広葉樹と落葉広葉樹を中心とした混交林が広がる等、自然林が比較的良く残り、スギやヒノキ等の人工林や竹林の占有面積は少ない。

スギ・ヒノキを中心とした人工林は、東西の尾根に挟まれた中央の谷部や、本丸東側部分、良の出丸の北側の一部と東側、住吉神社の参道付近にみられ、竹林は城跡の北側と西側の山麓部付近、本丸の西側部分、二の段の東側にみえる。また、二の段付近では矢竹がみられ、良の出丸ではアカマツが尾根の上部を覆っている。なお、七尾城跡下の池沿いや住吉神社の参道沿いにはサクラやツツジ、アジサイが植栽され、太鼓の段西側斜面にはウメが植えられている。

七尾城跡に残る自然林は、中世以降の植生を継承していると推定することができ、また、七尾城跡と人々の関わりを推察することができるものである。

一方、全国的に竹林等の拡大による史跡の毀損が問題となっており、特に七尾城跡においては山全体が樹林に覆われて、山城としての山容の顕在化が阻害されている。中央の谷あいには植林されたスギ等は成長して大木となっており、城跡の整備・活用にとっては阻害要因となる。

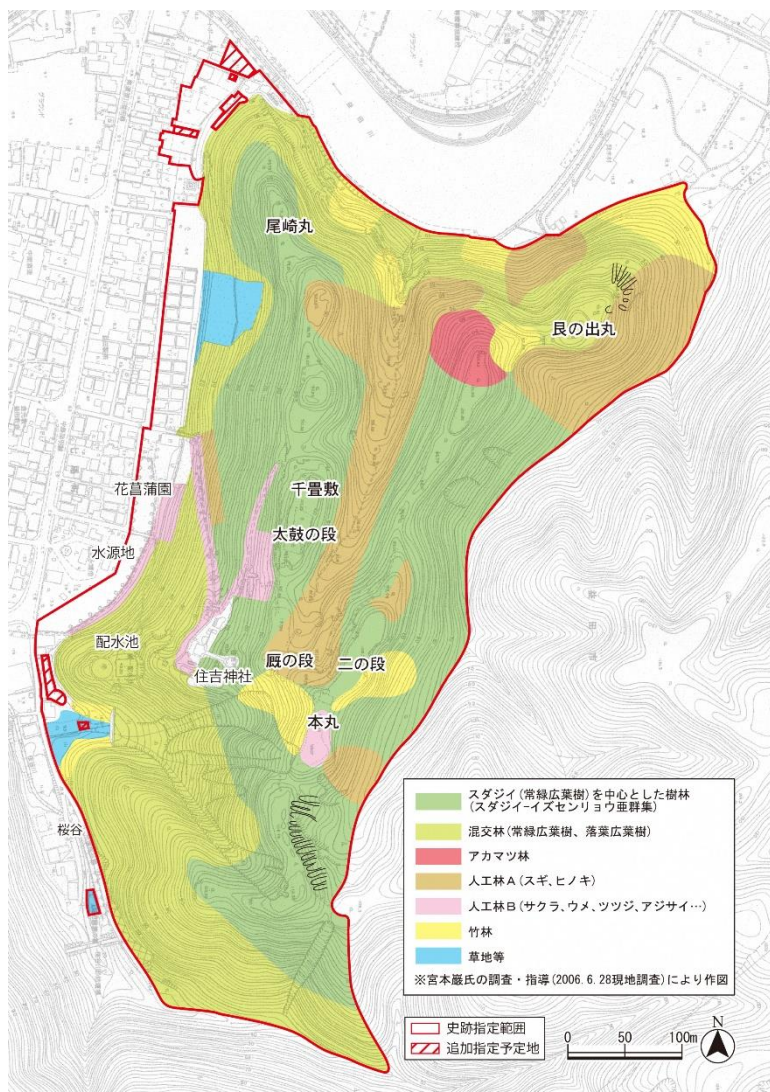
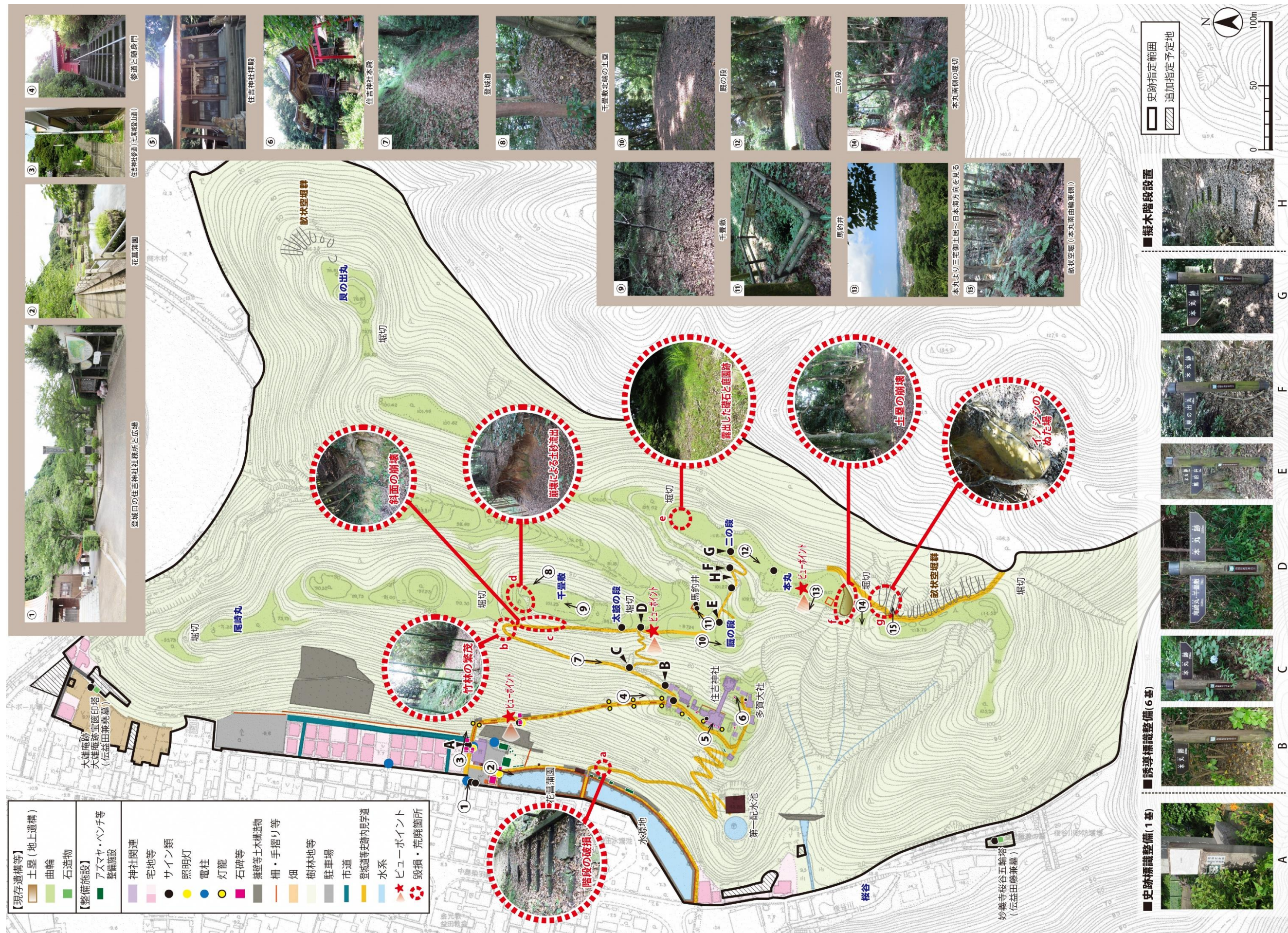


図3-22 植生図

(「史跡益田氏城館跡保存管理計画書」より一部修正)



図3-23 三宅御土居跡現況図



3-6-2 史跡周辺地域の現状と課題

(1) 史跡周辺地域の現況

① 近世以降の歴史文化と歴史を活かしたまちづくり

近世以降の歴史文化

史跡周辺地域は、近世は益田村(現在の本町の一部・七尾町の一部・土井町の一部・幸町)、上本郷村(現在の染羽町・東町・三宅町・昭和町・有明町・乙吉町・本町の一部・七尾町の一部・土井町の一部)からなり、元和5(1619)年に幕府領から浜田藩領となった。中世に益田の政治・経済・文化の中心であった史跡周辺地域は、関ヶ原の戦い後に益田氏が毛利氏に従って長門国須佐に移ると、政治の中心が周辺の浜田や津和野となり、城下町としての機能を失った。衰退した城下の様子を憂えた右田義正宗^{みぎた よしまさそう み}は、江戸時代初期に益田村において、月に6回、2と7のつく日に定期市を興し、「宗味市」と呼ばれて戦前まで続いた。益田村は益田川や高津川の水運による物資の集散地として栄え、「益田醤油に菅^{すげ}の笠」といわれたように、益田から売り出す醤油・菅笠や、宗味市の創始右田家の酒などが他国まで聞こえた。また、宗味市では山間部の^{こうぞ}楮・半紙・^{はぜ}櫨・木材、海岸部の鮮魚・塩物・食塩・海草などが集まり、山間部や海岸部と益田村との商品流通が行われた。

寛文4(1664)年に、浜田藩主松平氏によって七尾城のある丘陵の西山腹に住吉神社の造営が行われた。住吉神社への参道にあたる暁音寺の門前には、安永9(1780)年に山門が、江戸時代後期には鐘楼が建てられ、この山門と鐘楼は市の文化財に指定されている。三宅御土居跡地には、慶長19(1614)年に益田氏の家臣によって泉光寺が創建されたが、平成23(2011)年に西方の昭和町内に移転した。

明治8(1875)年には、益田村と上本郷村が合併し、益田本郷村となった。美濃郡役所は益田本郷に置かれた。現在の歴史民俗資料館は、大正10(1921)年に建築された和風平屋建ての郡役所建物で国の登録有形文化財(建造物)となっている。資料館には、七尾城跡や三宅御土居跡の出土品など益田氏関連資料等が展示されている。

このように、近世以降の史跡周辺地域は在郷町として栄え、中世の城下町の地割の上に近世・近代のまち並みが形成・継承されたため、現在の道・水路には、近世以前のものを踏襲して利用され続けているものもある。

益田小学校から益田児童館にかけての地域は、市場町として栄えた商家が並び、短冊状の敷地が現在もよく残っている。また、益田川対岸の万福寺周辺の旧往還沿いにも連続した家並みがみられる。これらの中には、伝統的な建築である木造2階建、平入、棧瓦葺き建物が残り、中には江戸時代末から大正期の建物も点在し、軒の揃った商店街としてのまち並みが部分的に残されている。しかし、約20年前に町並み概要調査(『益田市文化財総合整備計画』平成7年3月)が実施された当時に残っていたものが、老朽化等により伝統的建築様式を踏襲することなく建て替えられたり、建物が撤去されて空き地となっている箇所も見受けられる。

歴史を活かしたまちづくり

現在、三宅御土居跡と七尾城跡の2つの史跡の間を結ぶ道が、史跡周辺地域における幹線道路となっている県道益田種三隅線及び市道片山住吉線である。都市計画道路沖田七尾線と

して都市計画決定されたこの道路整備や、三宅御土居跡の保存運動が「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」の策定に至るきっかけになったことは、【1-1 計画策定の経緯、P1】でも述べているとおりである。県が施工した三宅御土居跡の区間(史跡指定地内)では遺構を保存したうえで、遺跡を活用するための「おどい広場」が整備された(整備施設の内容については【3-6-1 (3)施設の状況、P83】参照)。市施工区間では、山城と居館のほぼ中間地点にある暁音寺の鍵曲がり古絵図に明瞭に表現されていることから、これを保全して整備することとし、山門、鐘楼を後退させて、道路面には整備前の鍵曲がりの位置を平面表示した。

また、益田地区の歴史を活かした地区整備計画の実践として、「七尾城跡」「三宅御土居跡」「医光寺」を結ぶ3つの歴史的・文化的な拠点が互いに結び合った「トライアングル構造」の軸線を意識した街路整備や拠点整備を行うこととし、上記の歴史的シンボル軸として県道益田種三隅線及び市道片山住吉線を整備するとともに、医光寺と染羽天石勝神社、万福寺の門前の参道を歩行者系「歴史の道」として整備した。

歴史的景観保全・修景へ向けて

益田市では平成26(2014)年12月に、「益田らしい景観」を守り・創出し・次世代へつなげていくために「益田市景観計画」を策定した(参考資料4参照)。計画では重点地区指定候補地をあげており、史跡周辺地域では七尾城下町の一部、万福寺参道周辺、医光寺参道周辺が、重点地区の基本方針3「歴史・文化に興味関心の持てる景観づくり」にもとづく候補地となっている。これら重点地区候補地のまち並み等における景観形成上の課題は、以下のとおりとされている。

- ・歴史的背景をもつまち並みを有するものの、戸建て住宅をはじめとした建築物や屋外広告物など、色彩や形態・意匠の多様化が進み、統一感のあるまち並みが失われつつある。
- ・背景となる山並み以外では大規模な緑地が少ない傾向にある。
- ・益田地区特有の黒瓦景観^{※9}については、歴史的景観として保全・継承することが望ましい。

今後は、重点地区の指定と景観形成を推進するために、地域での合意形成を基本として、地域の景観特性に応じたきめ細やかな配慮を行うことで、特色ある景観の保全・形成を誘導することが求められる。

② 地域づくりへの取組状況

史跡周辺地域は、益田市の中心的な市街地の一つであり、地域(ここでは行政区分の益田地区をいう)の人口は5,867人(平成29年10月末日)で市全体の12.3%を占める。高齢化率は32.9%と市全体の36.4%、県全体の33.2%^{※10}より低い数値となっている。現在の町名では染羽町・本町・七尾町・幸町・土井町・昭和町・三宅町・東町からなる。

※9 本市の中山間地域や海岸部では赤瓦屋根が主流であるが、益田地区は寺社が多く存在し、屋根材として黒瓦を用いてきたことから、当地区は寺社に倣い黒瓦を用いたまち並みが形成された。益田地区の黒瓦景観は、歴史的特性の表れた貴重なものとして捉えられる。

※10 県全体のデータのみ平成29年10月1日現在。

益田市では住民主体の地域運営の仕組みである「地域自治組織」の設立支援を行っており、市内20地区のうち、先行して取り組む地区の一つとして、益田地区へ地域自治組織設立のための支援、地域魅力化事業の支援などを行っている。益田地区は、地域づくりのテーマとして、「歴史・文化を活かしたまちづくり」を掲げ、益田氏城館跡をはじめとする地区に残る多くの歴史文化を活かして、これまで実施してきた「歴史探訪ウォーキング大会」や「益田七尾まつり」に加え、「食を活かした観光プログラムの開発」や、「歴史を活かした100円商店街」といった地域の魅力化に向けた取り組みを実施している。

「平成28年度 益田市20地区取組状況」報告によると、これら地域自治組織の設立等の地域運営の取り組みの中で、地域の課題として、「伝統行事等の後継者不足」、「地区の歴史・文化に対する認識不足」、「商店街の衰退」等があげられている。

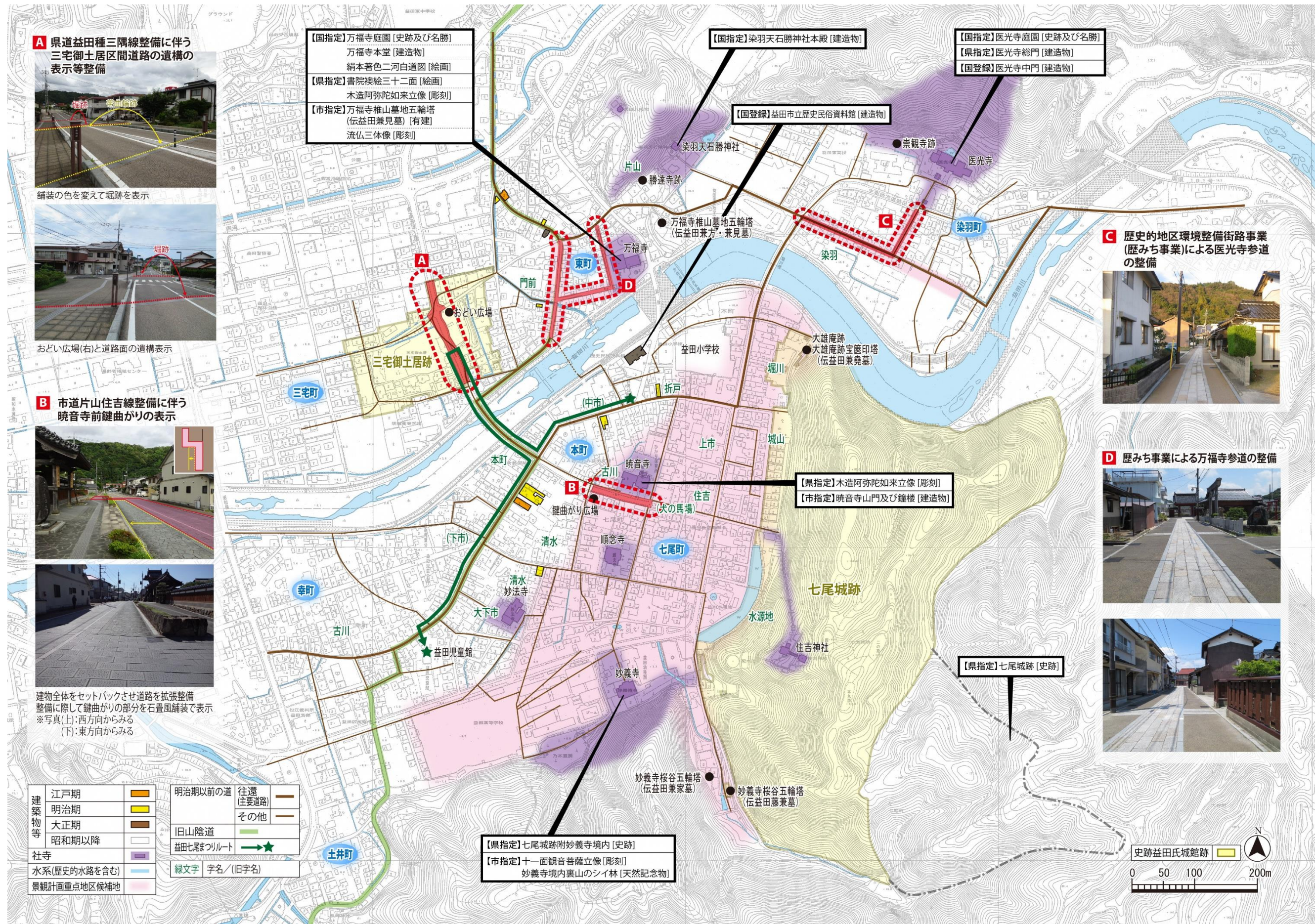


図3-25 史跡周辺現況図

(2) 法指定等の状況

益田氏城館跡及びその周辺に係る主な法的規制には、以下のものがある。

- ・文化財保護法による史跡指定地
- ・文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地(中世七尾城下町遺跡)
- ・都市計画法による用途地域：第一種住居地域(三宅御土居跡全域及び七尾城跡の西裾部、史跡周辺地域) 等
- ・都市計画法による都市計画道路：沖田七尾線、益田加計線 等
- ・道路法による県道・市道
- ・益田市普通河川道路等管理条例による里道、水路
- ・森林法による保安林(土砂流出防備)・地域森林計画対象民有林
- ・砂防法による区域指定
- ・景観法及び益田市景観条例による景観計画区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜崩壊危険区域
- ・益田市文化財保護条例による指定文化財(妙義寺桜谷五輪塔(伝益田藤兼墓)等)
- ・島根県文化財保護条例による史跡指定地(七尾城跡附妙義寺境内)

史跡及び史跡周辺地域には様々な法的規制がみられることから、整備や保全修景等の際には、関連法令との調整や整合を念頭に置いて関係機関等と調整を図る必要がある。

表3-7 法指定等一覧

区 域	法 令	指定区域	主な規制内容	権限者	
				許可	届出
史跡：益田氏城館跡	文化財保護法	三宅御土居跡 七尾城跡	現状変更等の行為	文化庁長官等	
用途地域：第一種住居地域、商業地域	都市計画法	第一種住居地域：三宅御土居跡及び七尾城跡西裾部、史跡周辺地域 商業地域：史跡周辺地域(本町通り周辺)	地域内の建築物の用途、建ぺい率・容積率の制限(建ぺい率60%、容積率200%)		
都市計画道路	都市計画法	沖田七尾線 益田加計線 片山三宅線 他 ：史跡周辺地域		知事	
県道・市道	道路法	県道益田種三隅線 市道有明東町線 市道城山住宅線 他	工作物・物件・施設等の設置、継続的な道路使用行為	知事・市長	
景観計画区域	景観法 益田市景観条例	益田市全域	大規模行為：一定の規模以上の建築物・工作物の新築・増築・改築、色彩の変更等。一定の規模以上の開発行為、屋外における土石等の堆積、土地の形質の変更、水面の埋立干拓		市長
里道・水路	益田市普通河川道路等管理条例	三宅御土居跡内水路・里道 七尾城跡内里道 他	排水管の埋設や架橋等に際して占用許可もしくは工事施工許可	市長 (益田市普通河川道路等管理者)	
保安林(土砂流出防備)	森林法	七尾城跡南西斜面	立木の伐採、土地の形質の変更、伐採跡地への植栽	知事	知事 (間伐及び人工林の択伐の場合)

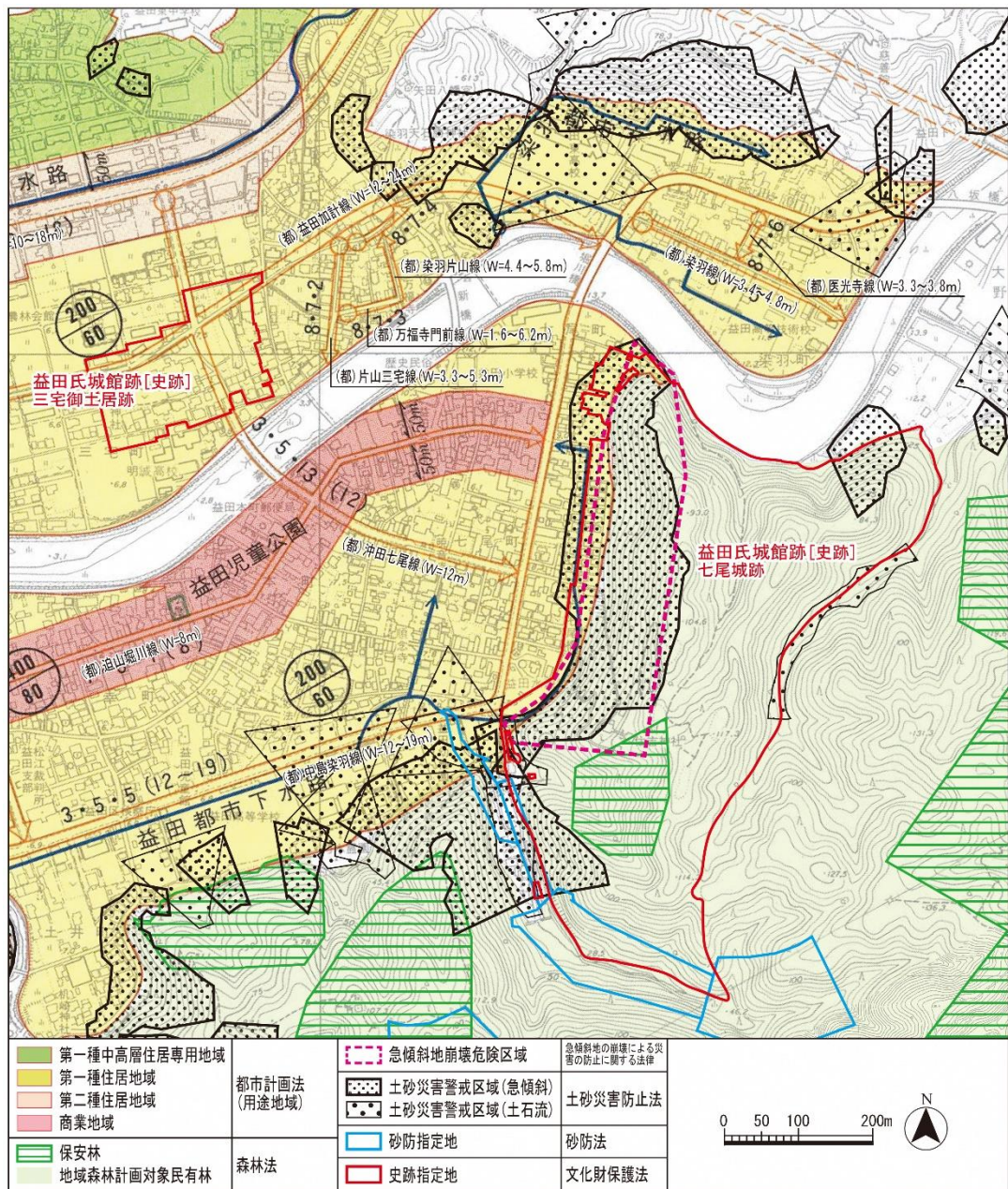


図3-27 主な法的規制等の状況2

3-6-3 益田氏城館跡の公開活用のための諸条件の把握

(1) 歴史文化の活用の状況

史跡や周辺地域においては、市民が中心となって文化財を活用した活動やイベントが数多く実施され、文化財保護の意識の高まりとともに、歴史を活かしたまちづくりの意識が浸透しつつある。

① 歴史探訪ウォーキング

平成14(2002)年から、当初は三宅御土居跡に整備されたおどい広場を、後に益田公民館をメイン会場として、益田地区の中世城下町の地割や文化財を巡る「歴史探訪ウォーキング」が開催されてきた。大会には多くの地区民がスタッフとして参加し、地元の小中学校へも参加を呼びかけ、最近では益田東中学校美術部がポスター作成の協力をしている。地域のイベントとして定着してきたが、現在は休止している。



図 3-28 大会の様子(平成 29 年)と地元中学生が作成したポスター

② 益田七尾まつり

益田地区の主な市民団体が参加し、天神祭、益田公武者行列、産業祭を柱として毎年11月に実施されている。このうち、天神祭で実施されてきた「^{だいぎょうじ}大行司・^{しょうぎょうじ}小行司」行列は、益田地区の自治会連合会を中心に住民の手によって再興され、大小行司行列・益田氏の武者行列・子ども奴などの行列が益田地区を練り歩き、市民参加のまつりとして親しまれている。行列の先陣を務める子ども奴は、まつりのおもしろさを体感させ、地域活性化に結びつけようと、地元の有志等(現益田子ども奴保存会)が平成2(1990)年から取り組みを始めたもので、現在では、毎年益田小学校児童総勢約80～100名が参加し、勇壮な演舞を披露している。

まつりの行列は、益田小学校の校庭を出発し、本町通りから三宅御土居跡に向かい、史跡内で演技を披露して、折り返して本町通り、幸町通りを経て益田児童館へ至り、沿道には時代絵巻を楽しむ人々が声援を送る。



図 3-29 益田七尾まつりの子ども奴と益田公武者行列

③ 益田観光ガイド友の会

平成10(1998)年に発足し、会員数25名で医光寺、万福寺等の観光スポットを拠点としてガイド活動を行っている。近年は、市外からの団体の観光客のガイドやイベントの講師を引き受ける等、その活動は広く知られるようになっている。研修活動や山口県等近隣市町のガイドの会との交流も積極的に行う等、活動の範囲は多岐にわたっている。「歴史探訪ウォーキング」では、各ポイントで会員が説明を行っている。



図 3-30 歴史探訪ウォーキングでの説明風景

④ ますだ歴史浪漫街道

益田地区を縦断する旧山陰道とその沿道のまち並みは、平成17年(2005)年2月に「ますだ歴史浪漫街道」として国土交通省の「夢街道ルネサンス認定地区」※¹¹の一つに選定された。

益田地区では、自治会連合会を中心に「益田地区歴史を活かしたまちづくり協議会」が発足し、「ますだ歴史浪漫街道」を活かした地域づくりに取り組み、マップづくりや案内板整備などが行われた。



図 3-31 夢街道ルネサンス地区
ますだ歴史浪漫街道

※¹¹ 中国経済連合会と国土交通省中国地方整備局が中心となり、中国地方において歴史的な街道、まち並みを活用したトレイルルートや地域づくり等の計画策定、基盤整備の実現を支援するために「夢街道認定地区」を選定する制度。

⑤ 地域住民の活動

上記以外にも、益田氏城館跡を保護、活用しようとする住民有志の活動が行われている。

七尾城跡に大^{おおのぼり}幟を掲げて市民にアピールする活動、七尾城跡を散策できるようにするための竹林伐採や除草活動、三宅御土居跡の清掃活動やおどい広場での盆踊り大会といった地域行事での活用など、多様な活動が展開され、史跡への理解や愛着を深める一助となっている。



図3-32 七尾城跡本丸に大幟を掲げる様子

(2) 市民の意識に関する調査

益田市では、市民の要望を踏まえた整備を目指すため、市の広報紙で史跡整備についての市民意向を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、史跡整備に向けた機運醸成を図るためのワークショップを実施した。これらに寄せられた意見や要望の詳細は参考資料5に掲載するが、ここでは主な意見についてまとめる。

表3-8 市民から寄せられた主な意見等

項 目	意 見 要 旨
遺構等に関して	七尾城跡については大手道や門の復元、三宅御土居跡については御土居や堀の一部復元、建造物や門の復元。
管理に関して	七尾城跡について、木を切って下から城跡が見えるようにする。 水源地の池の悪臭を防ぐ等適切な管理。
環境整備に関して (利用・活用)	七尾城跡、三宅御土居跡のいずれにおいても、学習施設や案内・解説施設、駐車場やトイレ等便益施設、安全な見学路等の整備。 三宅御土居跡における不要な工作物等の早期撤去。 地域住民の憩いの場。 七尾城通りの電線の地中化。
観光・PRに関して	キャラクターや土産物の開発。 看板・パンフレット・テレビ等によるPRの促進。
イベントに関して	宗味市の再現を目指し、特産市を定期的に開催する。復元建物等でのくらし体験。 花見やライトアップ、スタンプラリー等イベントの会場としての利用。
動線・ネットワーク に関して	七尾城跡について、ロープウェイやエスカレーター等の設置、登山補助装置の設置、山頂までの車両進入路の整備。 益田川を利用した下流域とのネットワークルートの整備。
事務局の整備への 対応について	特に三宅御土居跡について、早急に整備案を作成して整備を行って欲しい。市から整備に関する情報発信をして欲しい。

表 3-9 史跡整備に向けた住民との取り組み

日 時	場 所	内 容	参加者数
平成25年 10月	—	市広報において、益田氏城館跡及び中須東原遺跡の将来イメージを募集	
平成26年 12月22日	三宅自治会 集会所	・講演「こんな取り組みもある 史跡・遺跡活用とその計画づくり」 真鍋建男氏(株空間文化開発機構代表取締役) ・史跡活用座談会	27名
平成28年 2月28日	万福寺	・講演「なぜ雪舟は庭をつくったか」 齋藤忠一氏(作庭家) ・講演「雪舟と中世城下町・益田を観光に活かす」 三上勉氏(ANAセールス(株)) ・意見交換「益田地区の魅力を実感し、全国へ発信するためには」	70名
平成28年 8月3日	益田東 中学校	・講演「地域の文化遺産を活用する試み」 石川慎治氏(滋賀県立大学准教授) ・ワークショップ「益田氏城館跡を教材として学習に活かす方法を考える」	42名 教職員
平成28年 11月9日	広島県 山県郡 北広島町	先進地視察「史跡吉川氏城館跡」	22名 地域住民
平成28年 12月6日	三宅自治会 集会所	「益田氏城館跡整備基本計画」策定に係る意見交換会	24名
平成29年 7月31日	益田公民館	「益田氏城館跡整備基本計画」の策定着手に係る説明会	21名
平成29年 12月9日	益田市立 図書館	・事例紹介「史跡富田城跡の整備事業」 水口晶郎氏(安来市教育委員会) ・報告「益田氏城館跡整備基本計画中間報告」 ・ワークショップ「私が考える益田氏城館跡の整備と活用」	39名
平成30年 10月28日	七尾城跡	・ワークショップ「七尾城跡をみんなで整備しよう」	40名

3-6-4 整備に向けた課題の整理

(1) 今後検討すべき整備・活用の内容

今後の整備・活用に関し、検討すべき項目については、以下のことが考えられる。

また、史跡指定地の50～60％は私有地で、耐用年数に近い家屋も増えてきている。史跡指定による規制を受けるなか、公有化の時期が見通せないことで、今後の生活設計が立てられない現状があり、行政として責任ある対応が求められている。

ただし、いずれの項目も関係権利者の理解と協力が不可欠であり、関係各機関との十分な調整が必要である。

◆三宅御土居跡・七尾城跡共通

遺構の保存管理

○史跡指定地であることを明示するためにも、史跡の標識や説明板、境界標等の史跡

の保存管理施設の整備を行う必要がある。

- 多くの私有地が含まれており、保存管理・整備・活用のためにも益田市が早期に管理団体指定を受ける必要がある。

その他施設等

- 私有地等の建築物・工作物等については、史跡景観に調和したものとなるよう協力を求める必要がある。

◆三宅御土居跡

遺構の保存管理

- 土塁には一部崩落や削平箇所がみられるため、保存修理等の保存対策が必要である。
- 土塁上に生育する、史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の樹木(スギ・ヒノキ等)は、伐採等の措置が必要である。
- 土塁上の墓地移設に際して残置された外柵等コンクリート工作物や電柱は、保存修理等にあわせて撤去や移設を行う必要がある。
- 史跡の本質的価値を構成する諸要素である樹齢200～600年の樹木については、樹勢を維持するとともに、防災対策を講じる必要がある。
- 館の南側の川跡の一部が未指定となっているため、追加指定を推進する必要がある。

遺構の顕在化

- 主郭ゾーンについては、整備のための発掘調査を推進する必要がある。
- 主殿・会所・台所等の居館における主要な建物や、堀・土塁や門・堀等の館内の空間構成を現地で理解できるよう、発掘調査の成果に基づいて遺構の復元を含めた整備を検討する必要がある。
- 門や建物の入口等、館内の本来の動線を考慮した周遊路等を整備する必要がある。
- 公有地の整備を優先して行うなど、計画的・段階的な整備が必要である。

公開活用等施設

- 来訪者のための便益施設(駐車場、トイレ等)の整備が必要である。
- 史跡の整備に合わせて、遺構の説明板や誘導サインを計画的に設置する必要がある。
- 史跡の整備に合わせて、老朽化等がみられる既存の活用施設(アズマヤ、井戸屋形等)の改修を行う必要がある。

その他施設等

- 史跡内の電柱・電線類の移設について、関係機関と協議する必要がある。
- 史跡内の防火水槽の取り扱いについて、関係機関と協議する必要がある。
- 史跡の全体的な整備の見通しの中で県道益田種三隅線の付け替えについて、関係機関と協議を進める必要がある。

◆七尾城跡

遺構の保存管理

- 樹根等による土塁の経年的な土砂流亡や、建物礎石等の遺構が露出している箇所については、保存対策が必要である。
- 曲輪や土塁上の樹木など、遺構の保存に影響を及ぼしている樹木やその恐れのある樹木については、遺構保存の観点から伐採するなど、自然林も含めて樹木の取り扱いを検討する必要がある。
- 適宜、斜面崩落防止対策を検討する必要がある。

遺構の顕在化

- 曲輪等の造成面を周辺からも視認できるよう、遺構の顕在化対策として、計画的に樹木を伐採する必要がある。
- 登城道、曲輪(曲輪内の土塁・建物跡・庭跡等)、堀切、畝状空堀群等を、内容や整備の優先度等に応じて計画的・段階的に整備する必要がある。
- 登城道や現道を活用した見学動線を、曲輪や空堀等の遺構とあわせて整備する必要がある。
- 大手口・大手道等については、遺構が未確認のため、整備と連動した計画的な発掘調査が必要である。

公開活用等施設

- 来訪者のための便益施設(駐車場、トイレ等)の整備が必要である。
- 史跡の整備に合わせて、老朽化等がみられる既存活用施設(花菖蒲園、園路、ベンチ等休憩施設)の改修が必要である。
- 史跡の整備に合わせて、遺構の説明板や誘導サインを計画的に設置する必要がある。

その他施設等

- 配水池等公共施設については、更新等に際しては史跡指定地であることに配慮したものとなるよう関係課に協力を求める必要がある。
- 花菖蒲園の再整備等については、関係課との協議・調整を行う必要がある。
- 擁壁等防災施設の改修・整備等に際しては、史跡景観に配慮した施工について、関係機関に協力を求める必要がある。

◆史跡周辺地域

- 史跡を結ぶ県道及び市道は、史跡を一体的に活用するネットワーク道として、サイン等による誘導の円滑化、沿道の景観形成を推進することが望ましい。
- 城下町の骨格を形成する街路の幅員・線形等の保存の方策を検討する必要がある。
- 周辺の市街地における良好な景観形成に向けて、文化財や地域環境に対する住民の理解や関心を高めるための取り組みが必要である。
- 史跡周辺地域にある歴史民俗資料館等の既存施設を活用した史跡の案内・解説施設(ガイダンス施設)の確保・充実が必要である。
- 長期的な展望に立ち、史跡周辺地域外も含め拠点となる文化施設の設置が必要である。

○地域の歴史文化の総合的な把握と、その成果活用による周遊ネットワークづくりの検討が必要である。

(2) 県道・おどい広場の取り扱い

県道益田種三隅線は、三宅御土居跡及び七尾城跡へのアクセス道であり、沿道を含めて歴史的シンボル軸でもある。そのあり方は、史跡の存在やイメージとも深く関係しており、歴史軸にふさわしい道路として整備を図り、史跡の保全、沿道の景観の保全・創出に努める必要がある。

「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」に基づき、三宅御土居跡部分の道路については、発掘調査の後、確認された遺構面より50cm以上のクリアランスをとり、発泡スチロールを用いた特殊工法で遺構を保護し、車の影響による遺構の変形や損傷がなく、将来再発掘も可能な構造とした。さらに、堀跡を路面表示する等歴史遺産を分かりやすく表現し、調査結果を公開するための遺構活用広場「おどい広場」を併設して、史跡と共存する道路としての整備が行われた。

こうした状況と経過を踏まえ、三宅御土居跡の館跡としての特色や本質的価値をより引き出していくための史跡全体の整備においては、県道益田種三隅線の付け替えを含めた県道及びその他生活道路の見直しが必要となる。史跡整備の段階的な進展を見据えつつ、早期段階から国・県・市等の関係機関、地域、さらに有識者を交えた検討組織の設置と入念な調整、協議が必要である。